

平成 25 年多賀城市議会決算特別委員会会議記録（第 1 日）

平成 25 年 9 月 12 日（木曜日）

◎出席委員（18 名）

委員長 根本 朝栄

副委員長 森 長一郎

委員

柳原 清 委員

戸津川 晴美 委員

江口 正夫 委員

深谷 晃祐 委員

伏谷 修一 委員

米澤 まき子 委員

金野 次男 委員

藤原 益栄 委員

佐藤 恵子 委員

松村 敬子 委員

阿部 正幸 委員

雨森 修一 委員

吉田 瑞生 委員

昌浦 泰己 委員

竹谷 英昭 委員

板橋 恵一 委員

◎欠席委員（なし）

◎説明員

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 菅野 昌彦

総務部長 内海 啓二

市民経済部長 伊藤 一雄

保健福祉部長 鈴木 健太郎

建設部長 鈴木 裕

総務部次長(兼)総務課長 竹谷 敏和

市民経済部次長(兼)生活環境課長 佐藤 秀業

保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 片山 達也

建設部理事(兼)建設部次長(兼)都市計画課長 永沢 正輝

市長公室震災復興推進局長 鈴木 学  
市長公室参事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 吉田 真美  
市長公室参事(兼)市長公室長補佐(財政経営担当) 萱場 賢一  
市長公室副理事(兼)市長公室長補佐(政策秘書担当) 郷家 栄一  
総務部副理事(兼)地域コミュニティ課長 小野 史典  
総務部副理事(兼)交通防災課長 角田 三雄  
市民課長 菊田 忠雄  
税務課長 鈴木 利秋  
収納課長 木村 修  
農政課長 浦山 勝義  
商工観光課長 鈴木 良彦  
保健福祉部副理事(兼)子ども福祉課長 但木 正敏  
保健福祉部副理事(兼)健康課長 長田 健  
保健福祉部副理事(兼)介護福祉課長 松岡 秀樹  
保健福祉部副理事(兼)国保年金課長 高橋 信子  
社会福祉課生活再建支援室長 阿部 英明  
建設部副理事(兼)市街地整備課長 根元 伸弘  
建設部副理事(兼)復興建設課長 熊谷 信太郎  
道路公園課長 加藤 幸  
会計管理者 紺野 哲哉  
会計課長 小野 一雄  
監査委員事務局長 佐藤 利夫  
教育委員会教育長 菊地 昭吾  
教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 大森 晃  
教育委員会事務局理事(兼)学校教育課長 麻生川 敦  
生涯学習課長 武者 義典  
文化財課長 加藤 佳保  
選挙管理委員会事務局長 今野 淳  
水道事業管理者 佐藤 敏夫  
上水道部次長(兼)管理課長 阿部 博光  
管財課長補佐 阿部 守  
◎事務局出席職員職氏名  
事務局長 伊藤 敏明  
参事(兼)局長補佐 長瀬 義博  
主事 熊谷 路子

---

午前 10 時 00 分 開会

● 正副委員長の選任

○伊藤議会事務局長

皆さん、おはようございます。

ただいまから決算特別委員会を開会いたします。

初めに、特別委員長の選任でございますが、委員長が選任されるまでの間、委員会条例第 9 条第 2 項の規定により、年長の委員が臨時に委員長の職務を行うことになっております。

したがって、出席委員中、吉田瑞生委員が年長の委員でありますので、御紹介申し上げます。

(吉田瑞生臨時委員長、委員長席に着く)

○吉田臨時委員長

おはようございます。

それでは、委員会条例に基づきまして臨時に委員長の職務を行いますので、よろしく願い申し上げます。

ただいまの出席委員は 17 名であります。昌浦委員が少々おくれて出席する旨の御連絡がございました。定足数に達しておりますので、直ちに特別委員長の選任を行います。

お諮りいたします。特別委員長は委員長の輪番制という申し合わせにより、今回は総務経済常任委員長がその職務を行うこととなりますので、特別委員長は根本朝栄委員となります。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○吉田臨時委員長

御異議なしと認めます。

よって、決算特別委員長は根本朝栄委員に決しました。

以上で臨時委員長の職務を終わらせていただきます。

(吉田瑞生臨時委員長退席、根本朝栄委員長席に着く)

---

○根本委員長

皆さん、おはようございます。

このたび、委員長の輪番制という申し合わせによりまして委員長の大任を拝しました。ふなれではございますけれども、委員の皆様、そして当局の皆様の御協力をいただきながらスムーズな会議運営に努めてまいりたいとこのように思います。

本市の復興計画では本年度まで復旧期、来年度は再生期ということでございまして、決算は次年度の予算にも通じるとこういう意味合いから、今決算は大変重要な決算であると感じています。多賀城市の復興の加速へ向けてよりよい議論を展開していただきたいと、このように念願をいたします。また、会場が暑くなっておりますので、皆さん脱いでおりますが、上着を着ている方は自由に脱いでいただいて結構ですので、どうぞよろしくお願いいたします。

たします。

---

○根本委員長

この際、副委員長の選任を行います。

副委員長の選任については、申し合わせにより、委員長の私から指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○根本委員長

御異議なしと認めます。私から指名をさせていただきます。

それでは、副委員長には森長一郎委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

---

● 議案第 71 号 平成 24 年度多賀城市一般会計決算及び各特別会計決算の認定について

● 議案第 70 号 平成 24 年度多賀城市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

● 議案第 72 号 平成 24 年度多賀城市水道事業会計決算の認定について

○根本委員長

これより、本決算特別委員会に付託されました議案第 70 号 平成 24 年度多賀城市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、議案第 71 号 平成 24 年度多賀城市一般会計決算及び各特別会計決算の認定について、議案第 72 号 平成 24 年度多賀城市水道事業会計決算の認定についての審査を行います。

議事進行につきましては、まず初めに一般会計決算及び各特別会計決算の審査を行い、その後、水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び水道事業会計決算を一括して審査を行います。

なお、採決は各議案ごとに行います。

この際、お諮りいたします。本件につきましては、昨日の本会議において提出者から提案理由の説明、さらに監査委員の報告が終わっております。したがって、本委員会における審査は各議案ごとに各部・課長等から重点説明を受け、次に質疑を行い、討論は本会議で行うこととして省略し、採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○根本委員長

御異議なしと認め、さよう決めます。

それでは、まず議案第 71 号 平成 24 年度多賀城市一般会計決算及び各特別会計決算の認定についてを議題といたします。

初めに、主要な施策の成果に関する報告書の趣旨について市長公室長の説明を求めます。市長公室長。

● 主要な施策の成果に関する報告書の趣旨の説明

○菅野市長公室長

それでは、決算議会資料といたしまして配付させていただきました主要な施策の成果に関する報告書及び多賀城市震災復興計画進捗状況報告書の趣旨、構成等の全般につきまして御説明を申し上げます。資料 7 の 1、主要な施策の成果に関する報告書の 4 ページをお開きください。

平成 23 年度を初年度といたします第五次多賀城市総合計画では、行政評価の考え方を導入いたしまして成果指標を設定し、行政が何をどれだけ行ったのかではなく、目指すまちの姿にどれだけ近づいたのか、市民にとって何がどれだけ変わったのかという視点でまちづくりの進みぐあいを検証・分析しながらその結果を公表していくこととしております。このような総合計画の基本となる考え方に基つきまして、総合計画の 1 年目の決算を御審議いただいた昨年の 9 月定例会から従来の議会資料を総合的に編集いたしました主要な施策の成果に関する報告書を資料として提出させていただき、政策体系ごとに総合計画の目指すまちの姿の実現に向けまして事業の成果は出ているのか、事務事業の成果は上位施策の向上に貢献しているのか、行政経営の状況はどうかといったまちづくりの成果につきまして御審議をいただいております。

ただし、東日本大震災からの復旧・復興に資する事業につきましては、平成 23 年度中、そのときどきの復旧の段階や市民ニーズに応じまして応急的な復旧事業が多数あったことから、例外的に款項目順の一覧で決算における事業報告をさせていただいたところでございます。2 年目となります平成 24 年度は東日本大震災からの迅速な復旧に引き続き取り組むとともに、今後の復興へ向けた多賀城市震災復興計画に基づく事業が本格的に動き出した年となりました。

また、今後の復興へ向けて総合計画、土地利用構想の一部改正を行うなど、総合計画と震災復興計画の整合を図りながら、実質的に 6 回にわたる復興交付金事業へのエントリーを重ねつつ鋭意復興事業に取り組んでまいったところでございます。

そこで、今回からこの主要な施策の成果に関する報告書とは別に、多賀城市震災復興計画進捗状況報告書 No.8 になります。を提出させていただいております。後ほど御説明を申し上げますと存じます。よろしくお願いたします。なお、主要な施策にも補正予算計上の都度提出してまいりました震災関連事業の一覧をもとに取りまとめた資料をあわせて掲載しておりますので、参考としてごらんいただきたいと思います。また、決算に関する各担当からの説明につきましては、昨年同様、資料 7 に基つきまして主要な施策の成果に主眼を置いて御説明申し上げたいと存じます。資料 7 は印刷の関係で 2 分冊となっておりますが、ページ番号は 2 冊の通し番号となっておりますので、今後ページを御参照いただく場合はページ数のみで御案内させていただきたいと存じます。なお、資料 7 につきましては昨年来さまざまな御意見をいただき、極力改善に努めてまいりましたがまだまだ至らない点もございます。今後の取り組みにおきましてもなお精査をし、我々も研さんを積みながらその内容が充実したものになるように努力してまいりたいと存じます。各委員におかれましても、

今後とも御指導御鞭撻のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上で、本報告書の基本的な考え方についての説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、財政総括につきましては財政経営担当のほうから説明を申し上げます。

● 決算の概要説明

○根本委員長

財政経営担当補佐。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

それでは、主要な施策の成果に関する報告書に基づいて平成 24 年度の決算の概要について説明申し上げます。

主要な施策の成果に関する報告書（その 1）の 9 ページをお願いいたします。各会計の決算の概要につきましては、さきに会計管理者から説明がございましたので詳細な説明は省略させていただき、このページの記載内容について若干の説明をさせていただきます。

ページ上の表は水道事業会計を除く各会計決算の総括表になります。内容としましては、会計管理者の説明の際にごらんいただいた資料 3 の歳入歳出決算書の総括表と同様のもので、その配置を会計ごとに縦方向に表示を変えたものということになっております。また、総括表の下には会計ごとに前年度決算額との比較などを中心に、簡単な解説を付しております。ここで、大変申しわけございませんが、資料の訂正をお願いいたします。9 ページの下のほうになります。④後期高齢者医療特別会計の 3 行目の文末になりますけれども、「基金に繰り入れます」と表示がありますけれども、こちらを「翌年度に繰り越します」と訂正をお願いいたします。また、その次の部分になりますが、⑤介護保険特別会計、こちらのほうの 4 行目の文末になりますが、「翌年度に繰り越します」というふうに表示がありますけれども、こちらのほうを「基金に繰り入れます」というふうに訂正をお願いいたします。大変申しわけございませんでした。

それでは、恐れ入ります。次のページをお願いいたします。各会計の決算の概要になります。ここでは、まず決算の概要の説明に先立ち水道事業会計を除く各会計予算の概要についてまとめさせていただいております。決算のもととなる予算は当初予算、それと補正予算からなる現年度予算のほか前年度からの繰り越し予算があり、これらを合計したものが予算現額というふうになっております。各特別会計予算の概要の説明については省略をさせていただくこととし、一般会計予算の概要を中心に簡単に説明をさせていただきます。

平成 24 年度に先立つ平成 23 年度当初予算は、東日本大震災の発災時点で既に成立していたため、震災対応の予算については補正予算の編成などにより対応しなければならず、補正予算額は当初予算と同程度に大きくなったところでした。平成 24 年度当初予算は震災後初めて年間を通して編成した通常予算でしたので、平成 23 年度の国の財政支援の状況を踏まえ、復旧・復興分の予算として約 48 億円を含む 237 億円、これは平成 23 年度当初予算と比較して約 1.2 倍の規模となりましたが、一定程度の震災対応を意識した予算としたところでした。

しかしながら、その一方では莫大な財源を必要とする復旧・復興事業を予算化するには財源手当の根拠が不確かなものを極力避ける必要があり、国による復興交付金事業の採択など財源手当が確実となった時点で予算に反映させる方法をとることといたしました。さきに当初予算を通常予算として編成した旨を申し上げましたが、そのようなことからすると実質的には骨格予算に近いものであったと言えると思います。

そのようにして、最終的には補正予算額は 172 億 7,703 万 1,000 円となり、平成 23 年度ほどではないにしても大きな規模となったところでした。また、災害査定の実施時期や震災需要に起因する資材、人手不足などによる事業のおくれなどから平成 23 年度からの繰り越し事業予算も多額に上り、当初予算額、補正予算額、前年度繰り越し額を合計した予算現額で平成 23 年度を約 18 億円上回ることとなり、過去最大の予算規模となったところでした。

次に 11 ページの表をごらんください。この表は平成 24 年度における一般会計の各補正予算の概要をまとめたものです。平成 24 年度の補正予算の編成は 7 回でした。専決処分をした補正予算第 4 号を別にすれば、ほとんどの補正が東日本大震災復興交付金の交付に絡んでのものとなっています。また、補正予算第 7 号では宮城県から東日本大震災復興基金交付金、津波被災住宅再建支援分の追加交付があり、これを東日本大震災復興基金に積み立てております。この交付金は津波による被災者の住宅再建支援に使用するものとされ、本市には 30 億 6,250 万円が交付されることとされましたが、平成 24 年度ではその 8 割分の 24 億 5,000 万円が交付されました。残りの額は平成 25 年度に交付されることとされ、本定例会に提案している補正予算第 4 号に計上させていただいております。

平成 24 年度の補正予算の全体的な状況としては、平成 23 年度と比較して東日本大震災発災後 2 年度目ということもあり、依然として補正額が大きくなっているもののそれぞれの補正予算の概要からすると平成 23 年度ほど緊迫した内容のものではなく、やや平穏な中での編成であったということが見受けられるものと思います。

それでは、次のページをお願いいたします。一般会計の決算の概要になります。さきに申し上げましたような経過で編成されました一般会計予算を執行した結果として、その決算がどのようなものとなったのか。ページ中ほどの表に基づいてその概要を説明させていただきます。予算額が過去最大であったように、歳入決算額、歳出決算額、ともに前年度を上回り過去最大の規模となっております。歳入決算額は 408 億 9,004 万 6,335 円で、前年度と比べて 16 億 2,019 万 3,510 円、4.1%の増となっております。そのうち、現年度分は 393 億 5,865 万 6,081 円で、前年度と比べて 19 億 6,717 万 654 円、5.3%の増。さらに前年度からの繰り越し分は 15 億 3,139 万 254 円で、前年度と比べて 3 億 4,697 万 7,144 円、18.5%の減となっています。一方、歳出決算額は 392 億 524 万 4,047 円で、前年度と比べて 16 億 7,452 万 7,862 円、4.5%の増となりました。そのうち、現年度分は 375 億 8,244 万 6,818 円で、前年度と比べて 19 億 2,208 万 8,118 円、5.4%の増、さらに前年度からの繰り越し分は 16 億 2,279 万 7,229 円で、前年度と比

べて2億4,756万256円、13.2%の減となっています。

歳入歳出決算ともに現年度分の増額は大きくなっていますが、前年度からの繰り越し分では減少しております。繰越明許分は災害査定との関係で事業着手がおくれたことや、震災需要に起因する資材、人手不足などによる事業進捗のおくれなどから繰越額は前年度から大きく増加していますが、事故繰越分では突発的に生じた事故なども少なかったことから前年度から大きく減少するところとなりました。

続いて、歳入歳出決算額の差し引きになりますが、16億8,480万2,288円の黒字となっております。平成23年度における差し引き額には及ばないものの、大きな額となっております。また、この歳入歳出決算額の差し引きのうち、翌年度へ繰り越すべき財源は4億9,424万3,007円で、これを差し引いた実質的な収支は11億9,555万9,281円の黒字となり、このうちの6億円を地方自治法第233条の2の規定に基づき財政調整基金に編入することとしております。

続いて次のページ、13ページの②平成24年度における予備費充用の概要をごらんください。平成23年度では2回にわたって予備費の増額補正をしましたが、平成24年度では震災対応による緊急的な事案も平成23年度ほどは生じないものと予測し、例年ベースでの予算額を計上しておりました。予算額4,321万6,000円に対して2,557万8,061円を執行いたしました。上から3つ目の表、過去5年間の予備費の充用額及び執行率の推移をごらんいただきますと、平成24年度は予算額では平成20年度、平成21年度と同程度なのですが、執行率では格段に大きくなっております。その要因といたしましては、一番上の表になりますけれども、こちらの予備費を充用した経費をまとめてございます。土木費の除融雪費、教育費の暴風により破損した施設修繕費など、自然現象によるやむを得ない財政需要が生じたことが予備費が大きくなっている要因というふうになっております。また、平成24年度は災害復旧費に対して予備費の重要を行いませんでしたが、これは当初予算において必要な経費をある程度確保していたということもありますが、災害復旧事業についてはある程度先を見通しての計画的な対応が可能となっていたことがあらわれているものと思われまます。

続いて、③一時借入金の概要をごらんください。歳入歳出予算は収支が均衡しているものなのですが、実際には支出しなければならない時期にあわせて収入があって、必要な現金が常に確保されているというわけではございません。このような支出の時期と収入の時期の不調和によって生じる資金不足を解消するために当該年度内に予定している収入が入るまでの間、一時借入金の借入れをすることが地方自治法上認められております。平成24年度予算においては、一時借入金の最高額を30億円としておりましたが、平成23年度と同様に宮城県からの無利子借入れが可能でしたので、4億円を借り入れることとし、それでも不足する場合には本市基金の振り替え運用により資金不足に対応いたしておりました。

次のページをお願いいたします。一般会計の決算、歳入の部になります。初めに15ページの①自主財源と依存財源の比較をごらんください。ページ上の棒グラフは平成22年度か



ら平成 24 年度までの 3 力年度の推移をあらわしております。平成 24 年度の状況を把握する際に、その前年度の平成 23 年度と比較するだけでは東日本大震災発災後の決算年度である平成 24 年度の状況は正確に把握することができないものと考えております。平成 23 年度から平成 24 年度では自主財源で約 9 億円、依存財源で約 7 億円の増加となっておりますが、東日本大震災の影響が少なく、ほぼ例年ペースで決算を迎えた平成 22 年度と比較しますと自主財源では平成 23 年度で一旦落ち込みはあったものの、平成 24 年度では回復し、さらに平成 22 年度の数値を上回っております。

次に、依存財源ですが、平成 23 年度から平成 24 年度にかけての増額幅は平成 22 年度から平成 23 年度にかけての増額幅と比較して大きく縮小しているものの、平成 22 年度から通して見ますと増加し続けている状況となります。歳入決算額における構成比を円グラフであらわしております。ページの中ほどになります。自主財源の 1.3 ポイントの上昇、反対に依存財源の 1.3 ポイントの低下ということが 23 年度、24 年度の間での推移ということになります。なお、ここでは記載はしておりませんが、平成 22 年度における自主財源・依存財源の構成比を紹介させていただきます。22 年度におきましては自主財源が 46.1%、依存財源が 53.9%ということになっておりました。

次に②自主財源の構成をごらんください。自主財源のうち、最も大きい割合を占めているのが市税ですが、市税は平成 22 年度から平成 23 年度に約 22 億 2,000 万円減少し、構成比も 22.6 ポイント低下いたしました。平成 24 年度では依然として構成比が低下したままではありますが、決算額では約 5 億 4,000 万円増加いたしました。そのほかの自主財源では平成 23 年度と比べてその構成比に大きく変動があったものは財産収入の 9.8%で、前年度と比較して 9.1 ポイントの上昇、繰入金の 5.2%で 9.4 ポイントの低下というふうになっております。

次のページをお願いいたします。③市税の状況をごらんください。グラフは自主財源の基幹となる市税の各税目の推移をあらわしております。固定資産税と都市計画税は平成 23 年度に続き 24 年度も津波被災地区に係る課税免除を継続して行っているため、平成 22 年度以来大きく減少したままとなっております。市民税につきましては平成 23 年度において条例の規定に基づいて被災した納税義務者等に対して減免を行ったことから、平成 22 年度から大きく減少しておりますが、平成 24 年度では減免措置の終了により約 5 億 7,000 万円増加しております。平成 24 年度と平成 22 年度の市民税の比較をすると、平成 24 年度の市民税の収入額は平成 22 年度に約 9,000 万円及ばないものの、かなり近い数字まで回復してきているということが言えます。

次に、④市税以外の自主財源の状況をごらんください。グラフは市税以外の自主財源の 3 力年度の状況をまとめたものです。特に、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金で平成 23 年度から 24 年度にかけて大きく増加、あるいは減少しているものが認められます。まず、財産収入は平成 23 年度と比較して 9 億 1,000 万円の増となりました。その大幅な増加要因は土地売り払い収入ですが、これは（仮称）第七小学校用地を桜木地区災害公営住宅用地

に転用するとともに、一般会計から災害公営住宅整備事業特別会計に売り払ったことによる収入が大きかったということが挙げられます。次に、寄附金は平成 23 年度と比較して 1 億 6,000 万円の減となりました。その大幅な減少要因は震災復興基金の減少幅が大きかったことなどが挙げられます。次に、繰入金は平成 23 年度と比較して約 8 億円の減となりました。その大幅な減少要因は、平成 23 年度において基金の再編を行った際に土地開発基金から財政調整基金、それと市債等管理基金への積みかえとして総額 10 億円の繰り入れを行いました。このことにより相対的に 24 年度が大幅に減少するという事となったものです。

また、平成 22 年度との比較では約 2 億 4,000 万円の繰入金が増加していますが、主な要因としては復旧・復興事業の進捗により東日本大震災復興基金、東日本大震災復興交付金事業基金からの繰り入れを行ったことが挙げられます。最後に繰越金は平成 23 年度と比較して 3 億 8,000 万円の増となりましたが、その大幅な増加要因は平成 23 年度決算の実質収支が非常に大きかったことによる平成 24 年度への純繰越額の増加、さらに平成 22 年度から 23 年度への繰り越し事業が多かったことにより繰越明許繰越額の増加が挙げられます。

次のページの⑤依存財源の構成をごらんください。依存財源のうち、最も大きい割合を占めているのは国庫支出金ですが、平成 23 年度の構成比 46.8%から 5.9 ポイント上昇し 52.7%となり、依存財源の半分以上を占めるまでに大きくなっており、また、依存財源のほとんどが構成割合を小さくしていますが、その中でも特に市債が小さくしており、平成 23 年度の構成比 9.2%から 4 ポイントの低下となり 5.2%となっております。

続いて⑥、主な依存財源の状況をごらんください。このグラフは主な依存財源の 3 カ年度の状況をまとめたものでございます。国庫支出金は平成 23 年度と比較して約 21 億 6,000 万円の増となっております。グラフの下に主な増減要因を記載していますが、災害等廃棄物処理事業補助金では平成 23 年度と比較して約 12 億 3,000 万円の減となっておりますが、東日本大震災復興交付金では約 37 億 4,000 万円の増となっております。この東日本大震災復興交付金の交付額は平成 23 年度と比較いたしまして約 2 倍に増加しており、国庫支出金全体に占める割合で申し上げますと 46.8%というふうに非常に大きくなっております。一方、市債についてですが、こちらは平成 23 年度と比較して約 11 億 7,000 万円の減となっております。主な減要因としては災害援護資金貸付金が挙げられますが、平成 23 年度と比較いたしまして 5 億 8,000 万円の減となり、約 4 分の 1 の大きさに縮小いたしております。また、県支出金は平成 23 年度とほぼ同様な決算額となっておりますが、災害救助費負担金で平成 23 年度と比較して約 8 億 2,000 万円の大幅な減、かわって東日本大震災復興基金交付金が約 14 億 5,000 万円の大幅な増となっております。この基金交付金は津波被災住宅の再建支援に充てることを目的として平成 24 年度末に交付されたものです。県支出金に着目すると、本市の事業の力点が発災後の被災者の救助・保護にかかわる必要な緊急的・応急的な事業から今後の安定した生活の支援にかかわる事業に切りかわってき

たことが読み取れるものと思います。

なお、地方交付税につきましては別に項目を設けさせていただいておりますので、後ほどそちらで詳細な説明をさせていただきます。

それでは、次のページをお願いいたします。市税等の収納状況につきましては収納課長から説明申し上げます。

○木村収納課長

それでは、18 ページをごらんください。市税等の収納状況について御説明させていただきます。

平成 24 年度の収納額につきましては、前年度に比べ 5 億 5,676 万円、率にしまして 10.27%増の 59 億 7,673 万円となり、東日本大震災による市民税の減免終了等により増収となっております。また、24 年度に固定資産税の評価がえが行われたことにより、固定資産税、都市計画税の調定額が減額となっております。各税目ごとの収納状況については表に記載のとおりでございますので、御参照いただきたいと思います。

下段のほうになりますけれども、市税の収納額の推移を記載してございます。平成 19 年度の税源移譲により増額となっておりますけれども、平成 20 年に発生しましたリーマンショック後、減額となりまして平成 23 年度は震災の関係で対前年比マイナス 29.23%と大きく減額となりましたが、24 年度では災害減免等の一部終了により 10.27%増となっております。

次の 19 ページをごらんいただきたいと思います。市税の収納率と滞納額の推移について御説明いたします。

平成 24 年度は震災から 1 年が経過したことから、収納の活動につきましても通常の活動への切りかえを行い、現年度を中心に徴収し早期に催告を行い完納になるよう努めてまいりました。結果、24 年度の市税の収納率につきましては現年度分合計で 98.82%、前年比 0.65%増、滞納繰越分合計で 32.93%、前年比 4.28%増、全体では 94.60%、前年比 1.89%の増となっております。一般税につきましては、固定資産税、都市計画税、軽自動車税の減免が引き続き行われております。また、収納状況に掲載してございます全部で 12 税目でございますけれども、現年分と滞繰分を合わせた合計の収納率につきましては全ての税目で前年度を上回った結果という形になってございます。

収納率のほかの自治体との比較につきましては、各自治体とも震災による被害状況、減免の状況等が異なりますので単純な比較はできませんけれども、市部の収納率では岩沼市、仙台市につきまして 3 番目の収納率という形になってございます。ページ下段に一般税の収納率と滞納額の推移を記載してございます。滞納額は翌年度への繰越額でございます。22 年度までは滞納額が増加傾向にありましたが、今年度は 2 億 9,522 万 3,000 円となり、対前年比で 1 億 1,416 万円の減額となっております。減額の要因としましては、災害減免によるものと収納率の向上によるものというふうに考えてございます。

次の 20 ページをお開きいただきたいと思います。不納欠損の状況について御説明申し上

げます。

税につきましては 100%の収納を目指して取り組んできておりますが、さまざまな事情によりどうしても収納できないものに対しましては滞納処分の執行停止、さらには不納欠損等の処分を行ってございます。24 年度の不納欠損につきましては、平成 19 年度に市民税の税源移譲が行われており、その 19 年度分が今回不納欠損の対象となったこと及び 23 年度中は震災の関係から滞納者の状況の把握が難しい部分がありましたけれども、震災から 1 年が経過し、企業等の倒産や財産の状況など滞納者の状況が把握できたことに伴い処分金額がふえてございます。24 年度は一般税で 434 件、4,599 万 2,698 円の不納欠損処分を行っております。その内訳といたしましては財産なし、生活困窮等の理由により執行停止後 3 年を経過したものにつきましては 94 件で 748 万 2,946 円でございます。次に滞納処分できる財産がなく即時に欠損したものの、本人が死亡し財産がない場合や企業の倒産などによるものですが、これにつきましては 64 件で 2,219 万 2,525 円でございます。最後に法定納期限から消滅時効の 5 年を経過したものにつきましては 276 件で 1,631 万 7,227 円、合計で 434 件、4,599 万 2,698 円でございます。一般税以外につきましては、記載のとおりですので説明を省略させていただきます。次のページをお願いいたします。

○鈴木税務課長

次に、21 ページをお願いいたします。(3) 東日本大震災に係る課税免除、条例減免の状況について御説明申し上げます。

まず初めに、地方税法附則第 55 条の規定に基づく課税免除でございます。これは地方税法附則第 55 条第 3 項に基づき、東日本大震災に係る津波により甚大な被害を受けた区域として市長が指定した区域内に所在する土地及び家屋について、平成 24 年度分の固定資産税及び都市計画税の課税を免除したものでございます。これに基づき、本市における固定資産税及び都市計画税の課税免除の状況は、土地にあっては 6,271 筆、家屋にあっては 4,530 棟が対象となり、固定資産税と都市計画税を合わせた課税免除額は 10 億 2,621 万 3,000 円となりました。また、法律による震災被害に対する税制上の特例措置が及ばなかった個人市民税や法人市民税などを対象に、東日本大震災による災害被害者に対する市税の減免に関する条例を平成 23 年 6 月に制定し、被災された方や事業所の税負担軽減を図ってまいりました。

この条例に基づく減免の状況をまとめたものが条例に基づく税、使用料等の減免の表でございます。平成 24 年度におきましては個人市民税で 224 人の方が対象となり、減免額は 683 万 8,000 円となりました。また、法人市民税につきましては 13 法人 262 万 1,000 円が減免対象となりました。固定資産税、都市計画税につきましては平成 24 年度の評価がえにおいて家屋の損壊状況などを反映した上で評価額の算定を行っておりますので、減免での対応はございませんでした。

なお、国民健康保険税、使用料、手数料等の減免の状況につきましては、以下、表に記載の

とおりとなっておりますことから、東日本大震災に係る課税免除、条例免除の状況につきましては、表の下に記載がございますように、減免額総計では 14 億 4,381 万 1,000 円となっており、うち市税分につきましては 10 億 3,567 万 2,000 円となっているものがございます。次のページをお願いいたします。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

22 ページになります。こちらは地方交付税の状況でございます。

ここでは一般財源のうち、市税に次いで大きな割合を占める地方交付税の平成 24 年度の状況をまとめております。①地方交付税の全体像になりますけれども、前年度からの大きな動きとしては普通交付税、震災復興特別交付税で増加しておりますものの、その増加額が特別交付税の減少額、その増加額を特別交付税の減少額が上回ったことにより地方交付税の交付総額は 75 億 5,313 万 2,000 円となり、前年度と比較して 2 億 2,268 万 5,000 円、2.9%の減となりました。各個別の交付状況を申し上げますと、普通交付税は 29 億 2,853 万 5,000 円で前年度と比較して 2 億 2,465 万 4,000 円、8.3%の増、特別交付税は 4 億 133 万 3,000 円で 11 億 7,356 万 5,000 円、74.5%の減、震災復興特別交付税は 42 億 2,326 万 4,000 円で 7 億 2,622 万 6,000 円、20.8%の増というふうになっております。

次に②の普通交付税をごらんください。普通交付税は全国での交付総額が決まっていることもあり、被災団体における特別な状況をそのまま反映させると交付額の算定に大きな影響を及ぼすこととなり、普通交付税の持つ標準的な行政水準を確保するための財源の調整機能が損なわれることとなります。平成 24 年度の普通交付税の算定は東日本大震災発災後 2 回目ということになりますが、前年度と同様に必要な調整が加えられ通常ベースでの算定が行われております。22 ページ、下のグラフをごらんいただきますと、普通交付税の算定に用いる基準財政需要額、基準財政収入額などが極端に増減していないことがわかると思います。なお、基準財政需要額と基準財政収入額をもとにして算定する財政力指数は 3 力年の平均値ということになりますが、平成 24 年度では 0.682 というふうになっております。

続いて、次のページの上の表は平成 24 年度における普通交付税の交付時期と交付額をまとめたものですが、平成 23 年度では被災団体の資金需要に配慮して繰り上げ交付が行われたところですが、平成 24 年度では例年どおりの交付方法に戻りました。なお、本算定時に調整額として交付基準額から減額して算定されていた額は平成 25 年 3 月に追加交付されましたので、交付基準額の全額が交付されております。次のグラフは普通交付税と臨時財政対策債の推移をあらわしたものです。臨時財政対策債が基準財政需要額の一部を振りかえたもので、後の元利償還金の全額に交付税措置があることなどからこれらをあわせて実質的な交付税という捉え方もなされております。実質的な交付税は平成 23 年度と比較して約 2 億 8,000 万円増となり、ほぼ平成 22 年度と同額となっております。

次に、③特別交付税をごらんください。冒頭にも申し上げましたが、特別交付税は前年度か

ら大幅に減額しております。グラフからは平成 23 年度の交付額が特別に大きかったことがわかりますけれども、その要因は震災復興特別交付税が創設される前に既存の制度である大規模災害の発生時における特例交付が行われたこと、あとは定例交付分の算定に震災による財政需要が多く含まれていたことが挙げられます。グラフの平成 23、24 年度の数値で申し上げますと、平成 23 年度にあった特例交付の 8 億 1,500 万円が皆減となり、震災分の 3 億 9,800 万円が 1,500 万円に減少しております。平成 24 年度では特別交付税算定していた項目を震災復興特別交付税に移しかえたことや、大きな大規模災害が発生しなかったことにより特別交付税の交付額が減少するところとなっております。また、交付回数も前年度の 4 回から 2 回の定例交付のみとなり、例年ベースの算定内容、交付方法に戻っております。

次のページをお願いいたします。

④震災復興特別交付税の表をごらんください。この表は震災復興特別交付税の目的である地方負担の解消と、減収の補填に各算定項目を区分して整理したものです。平成 23 年度では概算交付のみが行われましたが、平成 24 年度では当該年度の概算交付額の算定にあわせて平成 23 年度に概算交付されたものの精算も行われました。この 2 つを合計、あるいは相殺した額が平成 24 年度の交付額ということになります。平成 23 年度との比較を全体的な観点から申し上げますと、復旧・復興事業の進捗に伴って増加する地方負担を解消するための算定項目では増加することとなり、震災による減収の補填をするための算定項目ではこちらは減少することとなっております。地方負担の解消の区分に含めているその他のうち、現年災という項目が内書きであるんですけれども、現年災については複数の算定項目をあわせて記載していることから、大きな額となっておりますが、これは平成 23 年度において特別交付税の特例交付で算定されていた項目が移しかえられたものなども含まれております。

さらに具体的に申し上げますと他の地方負担の解消の項目のように個別具体の事業に係る地方負担をもとに算定されるものではなく、災害の規模、被災の状況、災害復旧補助事業の実施状況などにより機械的に算定される項目というふうになっております。したがって、現年災分については特定財源的な性格を併せ持っている震災復興特別交付税の中で本来的な一般財源の正確を持つ算定項目であるということが言えるかと思えます。

次のページをお願いいたします。(5) 市債の状況になります。

市債の借入れは歳入、償還は歳出といったように、市債に関する決算額は歳入歳出の双方にあらわれるものですが、財源としての面を重視し、歳入の中でまとめて説明をさせていただきます。初めに、①市債借入れ元金償還の状況ですが、表は市債を目的別に区分したものを平成 23 年度末現在高、平成 24 年度中の増減、平成 24 年度末現在高に整理したものです。平成 24 年度中の借入額で最も大きかったのは、目的別で申し上げますと臨時財政対策債の 11 億 120 万円で、平成 24 年度の借入れ額総額の 68.6%に上ります。普通債のうち、年度末での残高が増加しているのは民生債、臨時財政対策債のみですが、民生債の

大半は災害援護資金貸付金であり、それ以外の部分での残高は減少しております。また、土木債では 2 億 8,980 万円の借り入れを行っていますが、前年度と比較して借り入れ額で 2 億 9,680 万円、50.6%の大幅な減となっております。これは、復旧・復興事業に注力するために通常事業を抑制した結果が反映されていると思われます。結果として、土木債の年度末の残高は前年度と比較して 5 億 2,543 万 868 円、7.6%の減となっております。

表の最後のほうにあります災害復旧債は東日本大震災に関連しての災害復旧事業の借り入れではなく、平成 23 年度の台風 15 号による道路災害復旧事業、それと農業用施設災害復旧事業の財源として借り入れたことにより残高が増加したものでございます。

次にページ下のグラフですが、これは過去 5 年間の市債借り入れ額と元金償還額の推移をあらわしたものです。平成 24 年度では市債借入額が元金償還額を 4 年ぶりに下回りましたので、4 年ぶりに年度末における市債残高が減少することとなりました。

次のページをお願いいたします。

こちらのグラフは過去 10 年間の市債残高の推移をあらわしたものです。市債残高はこのグラフの期間で申し上げますと平成 15 年度末から減少傾向にあったところですが、平成 20 年度を境に増加傾向に転じ、先ほども申し上げましたように平成 24 年度で再び減少するところとなっております。また、同じグラフの中に臨時財政対策債の残高を折れ線で表示しておりますが、市債残高の全体の動きとは無関係に臨時財政対策債の残高は右肩上がりに増加しており、平成 24 年度では市債残高全体のうちの 3 分の 1 を超える割合までに増加しております。

次のページをごらんください。(6) 基金の状況になります。

基金の借り入れは歳入、積み立ては歳出といったように基金に関する決算額は歳入歳出の双方にあらわれるものですが、財源としての面を重視し、市債と同様に歳入の中でまとめて説明をさせていただきます。①基金残高の状況の表は、各種基金の積み立てと繰り入れを通してその残高がどのように推移したのかをあらわしたものです。各種基金を大きく積立基金、定額運用基金に区分し、さらにそのうちの積立基金を震災関係基金とそれ以外の基金に区分してまとめております。表中、少しわかりにくいかもしれませんが、積立基金の項の中段に震災関係基金以外の基金の合計、一番下の段に震災関係基金の合計を記載しております。また、基金の残高は 5 月末時点での数値で記載しています。そもそも基金には会計年度の概念は存在しないものですが、基金への積み立て、基金からの繰り入れは歳入歳出予算を通して行われるものですので、基金と歳入歳出決算額との関係を重視し決算統計のルールに基づいた数値で整理をさせていただいております。

平成 24 年度における基金の管理運用上の大きな変更点は後ほど説明いたしますが、新たな基金の設置と既存の基金の廃止を行ったことが挙げられます。基金の残高については東日本大震災復興基金と東日本大震災復興交付金事業基金を合わせた震災関係基金で、約 83 億 1,000 万円増加していますが、その主な要因としては東日本大震災復興基金で宮城県から交付された東日本大震災復興基金交付金の津波被災住宅再建支援分の 24 億 5,000 万

円、東日本大震災復興基金交付金事業基金で復興交付金の第2回申請分から第5回申請分までの交付額合計76億3,621万7,000円の積み立てが挙げられます。

一方、震災関係基金以外の基金は20億2,000万円増加していますが、その主な要因といたしましては平成23年度決算に伴う財政調整基金の6億7,000万円、それと（仮称）第七小学校用地の桜木地区災害公営住宅用地への転用に伴う売り払い収入などを活用した市債等管理基金の10億6,000万円、それと新設した庁舎耐震対策等事業基金の3億円の積み立てが大きな要因として上げられます。続いて、ページ下のグラフになりますが、こちらは過去5年間の財政調整基金の残高の推移をあらわしております。平成25年5月末現在高は東日本大震災発災直後の平成23年5月末現在と比較して約1.8倍というふうになっております。基金の再編による積み増しや東日本大震災関連の収入などにより残高が増加するところとなっております。

さらに、ここには記載してございませんが、平成24年度決算に伴う実質収支の2分の1を下らない額として6億円を編入しますので、現時点で申し上げますと財政調整基金として約38億円の現金を保有しているということになります。

次のページをお願いいたします。

②平成24年度に新たに設置した基金ですが、先ほども触れました庁舎耐震対策等事業基金、これを平成25年3月27日に設置いたしております。現在の市庁舎、特に東庁舎は耐震基準を満たしていないために耐震性能を確保するための事業、さらに東日本大震災の経験を踏まえた災害拠点機能の強化に係る事業などを対象事業として積み立てることとしております。次に③平成24年度に廃止した基金ですが、住民生活に光をそそぐ交付金を活用して造成した住民生活に光をそそぐ基金ということになります。国費の使用期限を迎えたことから廃止するという事になったものです。なお、参考といたしまして当該基金の実績を掲載しましたので、ごらんいただきたいと思います。

最後に④東日本大震災復興基金、震災復興寄附金分の充当事業をごらんください。全国からお寄せいただいた震災復興寄附金は東日本大震災復興基金に一旦積み立てておりますが、平成24年度においてこちらの表に記載の復旧・復興事業の財源として取り崩し、活用をさせていただいております。

○根本委員長

ここで休憩をいたします。再開は11時10分といたします。

午前11時00分 休憩

---

午前11時10分 開議

○根本委員長

再開いたします。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

それでは、続いて歳出の部の説明をさせていただきます。29ページをごらんください。



ページ上の表は款別の平成 24 年度、平成 23 年度歳出決算額の比較をしたものでございます。平成 24 年度の歳出決算額はさきに申しあげましたように、392 億 524 万 4,047 円で、平成 23 年度と比較して 16 億 7,452 万 7,862 円、4.46%の増となっております。平成 23 年度歳出決算額はその前年度の平成 22 年度の約 2 倍となっていましたので、平成 24 年度歳出決算額の大きさを把握するには東日本大震災の発災年度ではあるもののほぼ通常の決算規模となった平成 22 年度との比較も必要と考えられます。そのようなことから、歳出決算額全体の推移については、これはさきにごらんいただいた 12 ページの表をごらんいただくこととし、款別での 3 年間の推移をこのページの下グラフに掲載させていただきます。

資料の関係もありまして数値のほうは小さくなり過ぎますのでこちらは省かせていただきましたが、イメージとしてはこれで把握できるかというふうに思っております。御参照いただきたいと思えます。

それでは、次のページをお願いいたします。(2) 震災関連経費の状況になります。

初めに、①震災関連経費の考え方をごらんください。歳出決算額につきましては前年度と同様に平成 24 年度におきましても歳出決算額を震災関連経費と通常経費に区分して、その概要の把握に努めているところでございます。震災関連経費につきましては、震災からの復旧・復興事業にかかった経費、災害救助法の規定に基づく災害救助事業にかかった経費、震災による被災者の支援するためにかかった経費、その他震災がなかったならば生じなかったと考えられる経費を区分することとしております。

平成 24 年度における各補正予算案の資料として一覧表にして提出してまいりました復旧・復興事業に区分した事業に係る決算額と、平成 23 年度において震災関連経費に区分していた事業で、平成 24 年度に完了した繰り越し事業の合計額が今回まとめている震災関連経費になります。各個別の事業は後ほど御確認いただきたいと存じますが、104 ページ以降に掲載しております。30 ページの表は、その各個別の事業の款別での決算額とその内訳、財源内訳をまとめたものです。こちらの表の右下には震災関連経費に係る財源のうち、一般財源の合計 19 億 5,399 万円とその内数として事業費ベースで算定した震災復興特別交付税の合計 18 億 1,048 万 2,000 円を記載していますが、その差額の 1 億 4,350 万 8,000 円が純然たる一般財源でということになります。つまり、市の持ち出しということになろうかと思えます。しかしながら、さきに地方交付税の状況で説明させていただきましたように、震災復興特別交付税のうち、こちらに現年災というものが含まれておりましたが、こちらについては具体的な事業の地方負担に対してではなく災害の規模、被災の状況などによる包括的な算定がなされている部分であるため、財源として市の持ち出しに当たる部分に充当されるようなイメージになるというふうに考えることができるかと思えます。そのようなことからすると、現年災分は約 7 億 1,000 万円と算定されていますので震災関連経費に対する実質的な市の負担は生じていないということが出来るものと思われれます。

また、繰り返しになりますが震災関連経費は個別具体的な事業をベースとしてまとめさせ

ていただいております。歳入決算のところでも説明いたしましたが、平成 23 年度以降、多額の東日本大震災復興基金交付金、それと東日本大震災復興交付金が交付されており、これらを今後実施する復旧・復興事業の財源として管理するためにこれらの基金を震災関係の基金のほう、東日本大震災復興基金、それと東日本大震災復興交付金事業基金の双方に積み立てております。これらの積み立てに係る積立金も歳出決算額に含まれることとなりますが、個別具体的な復旧・復興事業ではなく将来の財源を確保するための間接的な支出というような捉え方をさせていただき、震災関連経費には含めないこととさせていただいております。

なお、震災関係基金への積み立て金については参考といたしまして、こちら 30 ページの下にまとめて記載をさせていただいております。御参照いただきたいと思います。

それで、歳出決算額のうち、震災関連経費を除いたものを通常経費というふうに区分することとしておりますので、この震災関係基金への積立金は通常経費に今回含めてまとめさせていただいておりますので、御承知おきいただきたいと思います。

次のページの②になります。震災関連経費と通常経費をごらんください。

上の表は平成 23、24 年度の決算額とその内訳としての震災関連経費、通常経費、さらにこれらの増減額をまとめたものです。歳出決算額のうち、震災関連経費は 91 億 1,117 万 6,000 円で、平成 23 年度と比較して約 22 億 8,000 万円の減となりました。土木費で約 7 億 6,000 万円の増となった以外は、おおむね減少しており、大幅に減少しているのが民生費で約 10 億 2,000 万円の減、次いで災害復旧費の約 9 億 2,000 万円の減となっております。震災関連経費と対になる通常経費は総額 300 億 9,406 万 8,000 円で、平成 23 年度と比較して約 39 億 5,000 万円の増となります。教育費での減少幅が大きく、平成 23 年度と比較して約 10 億 4,000 万円の減、反対に総務費での増減幅が大きく、約 52 億 7,000 万円の増となっております。

ページ中ほどのグラフは震災関連経費と通常経費の決算規模の推移をあらわしたもので、その下のグラフは構成比の推移をあらわしたものになります。

次のページをお願いいたします。③震災関連経費の状況をごらんください。

円グラフは平成 23 年度、平成 24 年度の震災関連経費の構成比、棒グラフは決算規模を比較したものです。震災関連経費は、土木費で増加したものの総額としては減少し、その中でも民生費、災害復旧費の減少が大きかったことはさきに説明したとおりですが、土木費は一般会計に計上された事業ではなく、棒グラフの下のほうに土木費の主な増要因としてまとめておりますように、下水道事業特別会計、災害公営住宅整備事業特別会計での事業の進捗による繰出金の増加がその要因となっております。また、大幅な減少となった民生費では決算額だけではなく構成比でも 12.3%から 4.2%に大きく 8.1 ポイント縮小しております。民生費の減少した主な要因も棒グラフの下のほうにまとめておりますが、被災住宅応急修理事業、それと避難所設置事業などの発災後の応急対応に係る事業の縮小やその他の災害救助法の規定に基づく救助事業終了により減少するところとなっております。一方の民生

費と同様に大幅減少となった災害復旧費ですが、決算額でこそ大きく減少しているものの、構成比ではむしろ大きくなり 7.7 ポイント上昇しております。

次のページの④災害復旧事業の状況をごらんください。

表と円グラフは平成 23 年度、平成 24 年度の各年度における災害復旧費に含まれる事業の決算額と構成比を比較したものです。資料のほうにも説明を加えていますが、年度間で事業名称の異なっているものは、その事業の内容に応じまとめて表示をさせていただいております。大きく減少したのが、被災家屋解体事業になります。これは申し込み期限の関係などもあり、平成 23 年度での事業量が大きく、その反動で平成 24 年度が大きく縮小したことになります。また、その影響もあって災害廃棄物処理事業が決算額、構成比とも大きくなることとなりました。また、災害復旧派遣職員受入事業も平成 24 年度では全国の自治体からの支援をいただき、大きく増加するところとなりました。この災害復旧派遣職員受入事業は、さきに説明いたしました土木費の増加と連動しているといえます。

平成 24 年度における震災関連経費を総括いたしますと、平成 23 年度における東日本大震災発災後の緊急、応急対応の事業が大きく進捗し、あるいはおおむね終了したことを受けて復旧・復興に向けた取り組み、特に復旧に向けた取り組みが他自治体からの支援を受けて順調に推進されている様子が決算の額などから読み取れるものではないかというふうに思われます。

次のページをお願いいたします。震災関連経費と対になる通常経費の状況になります。

通常経費全体で見ますと、前年度と比較して 39 億 5,291 万 6,000 円、15.1%の増となります。目立って増加しているのは総務費で、その逆に減少幅が目立っているのは土木費、教育費になります。総務費の決算額は 135 億 144 万円で、平成 23 年度と比較して 52 億 6,938 万 7,000 円、64.0%の増となっています。その主な要因としては、繰り返しになります。震災関係基金の積立金が大きく、平成 24 年度における震災関係基金の積み立て額は約 101 億円に上ります。さらに、市債等管理基金積立金が約 10 億 6,000 万円と大きくなっていますが、これも繰り返しになります。が（仮称）第七小学校用地の桜木地区災害公営住宅用地への転用、そして災害公営住宅整備事業特別会計への売り払い収入、その他を積み立てたということにより大きくなっております。（仮称）第七小学校用地には残債があり、当該売り払い収入、その他を今後の償還財源として確保するために市債等管理基金に積み立てを行ったということになります。

次に、平成 23 年度から減少した土木費についてですが、決算額は 27 億 2,092 万 1,000 円で、平成 23 年度と比較して 5 億 5,232 万 3,000 円、16.9%の減となっております。その主な要因は復旧・復興事業に注力するために通常事業の実施を抑制したことなどが上げられると思われ。また、同じく減少した教育費についてですが、決算額は 21 億 1,299 万 1,000 円で、平成 23 年度と比較して 10 億 3,647 万 9,000 円、32.9%の減となっております。その主な要因といたしましては、平成 23 年度に決算を迎えた建設事業が多く、反対に平成 24 年度に実施した建設事業が少なかったことなどが挙げられます。特

に、平成 23 年度に決算を迎えた建設事業は平成 21、22 年度の国の経済対策による安全安心な学校づくり交付金などの国庫負担金を活用した大型事業が多かったことなどが大きく影響しております。

ここで、恐れ入りますが 31 ページをお願いいたします。

こちらのページなんですけれども、先ほどもごらんいただきましたが、ページ中ほどの震災関連経費と通常経費の推移のグラフをごらんいただきたいと思います。そもそも、歳出決算額を震災関連経費と通常経費に区分した趣旨は、復旧・復興を推進するに当たり多額に上る震災関連経費に関する収支を管理することにより、本来的な本市の行政運営に支障を及ぼさないようにすること、さらに震災関連経費の把握を通して通常経費の把握に努め、本来的な本市の予算決算規模を維持すること。そのことにより安定した財政運営につなげていくということにございます。ごらんいただいているグラフは、年々通常経費が増加していることをあらわしていますが、その要因としては何回か申し上げましたが、震災関係基金への積立金を通常経費に含めているということによります。

恐れ入りますが、ここで 35 ページにお戻りいただきたいと思います。

そのようなことを受けまして、このページに記載している全てのグラフは先にごらんいただいた通常経費から震災関係基金への積立金を除いた数値をもとに作成しております。そのようなことから、本来の意味での通常経費の状況をあらわしたグラフであるということがいえると思います。ページ上の棒グラフをごらんいただきますと、先ほど 31 ページでごらんいただいた通常経費が年々増加するグラフと異なって、通常経費がおおよそ 200 億円前後で推移しているということが読み取れるものと思います。平成 23 年度の通常経費が高目となっておりますが、この年度は基金の再編により約 10 億円の基金の積みかえを行っているため、通常経費としては具体的な事業に対する支出ではない 10 億円が余計に計上されており、さらに震災の影響による平成 22 年度からの繰り越し事業が特に多かったということなどを考慮に入れますと、実質的には決算額は 200 億円を下ることになるというふうに考えられます。

また、平成 24 年度では（仮称）第七小学校用地の売り払い収入、その他を償還財源として市債等管理基金に約 10 億円の積み立てを行っていますが、これも具体的な事業に対する支出ではないため、通常経費は実質的には 190 億円を下回るようなことになるということが考えられるかと思えます。

以上のような捉え方をいたしますと、東日本大震災発災後の全体での決算規模が大きくなっている中であって、通常経費に関しては従前と同様な決算規模を維持することができているというふうに考えても差し支えないものと思っております。

以上で、一般会計の決算、歳出の部の説明を終わらせていただきます。

○吉田市長公室長補佐（行政経営担当）

それでは、次のページ、36 ページをお開きください。36 ページからはその他の決算全般にかかわる事項を御説明させていただきます。

初めに、行政改革の取り組みにつきましては職員定数など算定について説明を申し上げます。職員定数の管理につきましては、平成 7 年度のピークである 532 人を最高として適正定員管理指針などに基づき鋭意適正化に努めてきたところでございます。平成 24 年 4 月 1 日現在では計画値と同数の 442 名となっております。なお、震災後本市の復旧・復興のため全国各自治体から自治法派遣をいただいておりますが、平成 24 年 4 月 1 日における自治法派遣職員 28 名を含みます職員総数は 470 名となっております。

今後の職員定数の方針といたしましては、平成 24 年第 1 回臨時会におきましても御説明を申し上げますとおり、引き続き普段の事務事業の見直しを行いながらも全体といたしましては現体制の維持に努めてまいりたいと考えております。

次に、効果的効率的な組織づくりといたしましては、こちら 4 月 1 日現在で東日本大震災の復旧・復興関連業務の迅速かつ適切な執行体制を整えるために組織改変を行ったものでございます。最後の行政経営の仕組みづくりにつきましては、第五次多賀城市総合計画のスタート以来、総合計画を基本としたマネジメントサイクルの構築を進めておりまして、この主要な施策の成果に関する報告書の作成及び行政評価の活用につきましても、その一環として取り組んでいるものでございます。

続きまして 37 ページをお願いいたします。

○竹谷総務部次長(兼)総務課長

次に 37 ページ、人件費の決算状況について説明させていただきます。

ここでは一般会計と特別会計の人件費について、一括して御説明申し上げます。資料の上のほうに文章で記載しておりますとおり、ここで言う人件費とは正職員の給料等の経費と 1 週間当たり正職員の 4 分の 3 の勤務時間である 29 時間を割り振られている非常勤職員の報酬等の経費となっております。職員数につきましては、前年度、平成 23 年度決算時と比較し正職員は 6 名の減、非常勤職員は 64 名の増となっております。最初に表の説明の仕方でございますが、表の左から平成 24 年度の A の欄が予算現額、その右隣の B の欄が決算額、その隣 A-B の欄が差し引きとなり、またその隣 A 分の B の欄が予算現額に対する決算額の執行率の順番で御説明を申し上げます。

それでは、初めに一般会計でございますが、1 節報酬につきましては非常勤職員 160 名分に係る人件費でございます。予算現額 3 億 1,788 万 2,000 円に対しまして決算額 2 億 9,326 万 6,265 円、差し引きが 2,461 万 5,735 円で、予算現額に対する執行率 92.26% であります。これは国の緊急雇用制度の活用により前年度、平成 23 年度は臨時職員であった方を平成 24 年度においては非常勤職員として継続雇用したことなどの理由により前年度に比べ 62.39% の大きな伸びとなっております。

次に、2 節給料から 19 節自治法派遣職員負担金までにつきましては、これは特別職及び自治法派遣職員を含みます 433 名分の人件費でございます。2 節給料では予算現額 14 億 6,627 万 3,000 円に対しまして決算額 14 億 5,733 万 9,519 円、差し引き 893 万 3,481 円であり、執行率 99.39% でございます。

次に、3 節職員手当等では予算現額 9 億 2,247 万 5,000 円に対しまして、決算額 8 億 9,601 万 5,618 円、差し引き 2,645 万 9,382 円で、執行率 97.13%でございます。4 節共済費は予算現額 5 億 3,595 万 6,000 円に対しまして決算額 5 億 2,419 万 8,195 円、差し引き 1,175 万 7,805 円で、執行率 97.81%でございます。残額の主なものにつきましては、育児休業職員に係る執行残でございます。19 節退職手当組合負担金では、予算現額 3 億 2,709 万円に対しまして決算額 3 億 1,388 万 9,499 円、差し引き 1,320 万 501 円で執行率 95.96%であります。同じく 19 節自治法派遣職員負担金では、予算現額 2 億 4,769 万 1,000 円に対しまして決算額 2 億 2,982 万 3,942 円、差し引き 1,786 万 7,058 円で執行率 92.79%でございます。残額の主なものは、自治法派遣職員の負担金の確定によるものでございます。なお、前年度、平成 23 年度決算と比べ大きくふえた要因ですが、全国の各自治体からの派遣職員の人数がそれぞれの年度末の人数比較で平成 23 年度、4 名であったものが平成 24 年度は 36 名と大きくふえたことによるものであります。

以上によりまして、一般会計の総額は計の欄でございますが、予算現額 38 億 1,736 万 7,000 円に対しまして決算額 37 億 1,453 万 3,038 円で、差し引き 1 億 283 万 3,962 円となり、執行率 97.31%となるものでございます。なお、前年度、平成 23 年度決算額と比較し 2 億 1,804 万 3,757 円の増額となっております。

次に、国民健康保険特別会計でございますが、国保特会に携わる正職員の人件費につきましては一般会計に計上してございますので、ここでの計上はございません。国民健康保険特別会計計の欄でございますが、予算現額 1,522 万 6,000 円に対しまして決算額 1,348 万 2,428 円、差し引き 174 万 3,572 円で執行率 88.55%でございます。前年度決算額に比べ 33 万 7,511 円の増額となっております。

次に、介護保険特別会計でございますが、介護特会に携わる正職員の人件費につきましては、平成 24 年度から一般会計に計上してございますのでここでの計上はございません。介護保険特別会計は計の欄になりますが、予算現額 484 万 9,000 円に対しまして決算額 455 万 6,047 円、差し引き 29 万 2,953 円で執行率 93.96%でございます。

次に、下水道事業特別会計は、計の欄になりますが正職員 15 名、非常勤職員 2 名分の人件費でございます。予算現額 1 億 2,869 万 6,000 円に対しまして決算額 1 億 2,498 万 9,036 円、差し引き 370 万 6,964 円で、執行率 97.12%でございます。対前年度決算額に比べ 579 万 9,060 円の減額となっております。なお、下水道課に派遣となっております自治法派遣職員 16 名分の人件費につきましては一般会計に計上してございます。

次に、総計の欄でございますが、一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、下水道事業特別会計を合わせた一番下の計の欄で説明いたします。予算現額 39 億 6,613 万 8,000 円に対しまして決算額 38 億 5,756 万 549 円であり、差し引きが 1 億 857 万 7,451 円で、執行率は 97.26%でございます。前年度、平成 23 年度決算額は 36 億 5,575 万 7,762 円でありましたので、比較しますと平成 24 年度は平成 23 年度と比べ 2 億 180

万 2,787 円の増額となり、5.52%の伸びとなっております。

次のページをお願いいたします。38 ページと 39 ページでは一般会計人件費を款別に前年度比較した資料を掲載させていただいております。各款ごとの説明は省略させていただきますが、ここではこのたびの震災関連の人件費について説明させていただきます。

3 款民生費及び次のページの下の方、11 款災害復旧費について御説明申し上げます。まず初めに、3 款民生費をごらんいただきたいと思います。3 款民生費の職員手当等の欄の決算額が 2 億 2,982 万 8,722 円となっておりますが、この中には災害救助法に基づく仮設住宅の管理運営や被災住宅の応急修理制度の完了審査業務などに従事した職員に係る時間外勤務手当が 178 万 6,874 円含まれてございます。

続きまして、39 ページの下の方に記載の 11 款災害復旧費をごらんいただきたいと思います。11 款災害復旧費は 3 款民生費において災害救助法関連業務に従事した職員以外の震災関連業務に従事した職員の人件費を計上してございます。1 節報酬につきましては、災害廃棄物処理業務に係る非常勤職員 5 名分の人件費でございます。3 節職員手当等は自治法派遣職員に本市で直接支給する手当及び本市職員の時間外勤務手当等でございます。決算額は 5,749 万 3,044 円となっております。

4 節共済費は非常勤職員の社会保険料及び自治法派遣職員の公務災害負担金でございます。決算額は 164 万 999 円となっております。19 節自治法派遣職員負担金は、派遣職員の派遣元へ支払う経費でございます。29 自治体、交代を含めました延べ 75 名分で決算額 2 億 2,982 万 3,942 円となっております。

以上によりまして、平成 24 年度における震災関連業務に係る人件費の総額は 3 款民生費の一部と 11 款災害復旧費の合計額ということになりまして、その額は 3 億 119 万 8,706 円となっております。以上で平成 24 年度における人件費の決算状況の説明を終わらせていただきます。

次のページをお願いいたします。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

40 ページになります。40 ページ、(3) 私債権の放棄の状況について御説明申し上げます。御承知のように、本市では市税、それと保育料などと異なって強制的に徴収することができない債権を私債権と位置づけ、その適正な保全及び管理を行うため多賀城市の私債権の保全及び管理に関する条例を制定し、同条例に基づく業務執行をしているところでございます。平成 24 年度におきまして、最大限の徴収の努力をしてもなお債権回収を見込めないものと判断し、条例第 11 条の規定に基づいて債権放棄をした私債権は留守家庭児童学級利用料、時間延長保育サービス利用料、水道料金の 3 種類の債権でございました。

債権放棄の理由、件数、金額等につきましては、こちら 40 ページ、41 ページの表に記載のとおりでございます。なお、24 年度に放棄した私債権の総額は 363 万 3,650 円で、平成 23 年度と比較いたしまして 294 万 6,159 円、率にして 44.8%の減となっております。

恐れ入ります。それでは、94 ページをお願いいたします。ここからは普通会計の概要について説明をさせていただきます。

普通会計につきましては、各地方公共団体の財政状況を全国統一の基準により比較検証することができるように整理したもので、平成 24 年度の本市における普通会計は、一般会計、災害公営住宅整備事業特別会計、さらに介護保険特別会計の一部から構成されることとなります。

少し詳細に申し上げますと、普通会計では今申し上げた各会計を単に合計するのではなく、一般会計のうち各種基金利子などの歳入歳出における重複計上分を除き一般会計と災害公営住宅整備事業特別会計との間での繰り出し・繰り入れなどの重複計上分を除くなどの事務的処理を行っております。また、さきに介護保険特別会計の一部が普通会計に属すると申し上げましたが、地域介護福祉空間整備推進事業、それと介護基盤緊急整備特別対策事業の部分がこの普通会計に該当する分ということになります。

94 ページの上の表は、普通会計の決算の状況をまとめたものになります。歳出決算額は 400 億 7,230 万 5,000 円で、一般会計の歳出決算額と比較いたしますと約 8 億 7,000 万円多くなっております。94 ページの下に、24 年度普通会計決算の特徴をまとめていますが、おおむね一般会計決算の概要と同様ですので、説明のほうは省略させていただきたいと思います。

次に、95 ページの上のグラフになりますが、過去 10 年間の普通会計決算の歳入歳出決算額の推移をあらわしております。平成 23 年度から平成 24 年度にかけて歳出決算額で約 26 億円増加していますが、さきに一般会計でも説明しましたように、一般会計での災害関係基金への積み立て額が大きかったほか、平成 24 年 10 月に災害公営住宅整備事業特別会計を新設したことが主な増加要因というふうになっております。同じページの下グラフになりますが、円グラフになりますが、歳入決算の状況をあらわしております。各項目の構成比は一般会計の歳入決算とおおむね同じでございますので、説明は省略させていただきたいと思います。

次のページをお願いいたします。96 ページでは目的別による歳出決算額の状況を表と円グラフにまとめております。一般会計の歳出決算との違いは、普通会計では災害廃棄物処理事業や被災家屋解体事業などは民生費の災害救助費として分類することになっており、災害復旧費として分類していた一般会計とは民生費と災害復旧費とでその構成比が大きく異なることとなりますので、御注意いただきたいと思います。

次に、97 ページは一般会計では把握が困難だった性質別による歳出決算額の状況を表と円グラフにまとめております。平成 24 年度では義務的経費、投資的経費が減少している一方、一般行政経費が増加しております。その一般行政経費のうち、物件費は減少しているものの積立金が大幅に増加しております。これは先ほど一般会計決算でも説明申し上げましたが、東日本大震災復興基金積立金や東日本大震災復興交付金事業基金積立金が大きかったことによるものです。



それでは、次のページをお願いいたします。次のページの上のほうになります。経常収支比率について説明をさせていただきます。平成 24 年度の経常収支比率は前年度と比べると 7.2 ポイント低下し、112.9%となっております。経常収支比率が高いと財政構造の弾力性が失われているとされていますので、比率の低下は改善を意味することとなります。経常収支比率の計算方法としましては、こちらのほうに記載のとおりでございまして、経常経費充当一般財源を分子、それと経常一般財源総額を分母としたものを百分率であらわすということになります。依然として高い水準で推移していますが、平成 24 年度で改善した要因は経常収支比率を算出する際の分母に当たる経常一般財源総額の増加分が分子に当たる経常経費充当一般財源の増額を上回ったことによるものというふうに分析しております。経常一般財源の中では、特に市民税が平成 23 年度と比較して約 5 億 7,000 万円増加しておりますが、これは被災者に係る条例の規定に基づく減免措置が平成 23 年度で終了したことによる収入の増加が主なものとなっております。

市民税の減免措置による歳入の欠陥は震災復興特別交付税により補填されましたので、実質的には財源が大きく減少したわけではありませんでしたが、震災復興特別交付税は臨時一般財源に分類されるため、経常収支比率を引き上げる要因というふうになっておりました。今回の経常収支比率の改善の主な要因は、決算統計のルールに基づきその収入が経常的な一般財源に分類されるか、臨時的な一般財源に分類されるかの違いにより生じた結果であるということが言えようかと思えます。震災復興特別交付税は臨時的な一般財源とされるため、被災団体では経常収支比率が高く算定される傾向があり、事その被災団体に関しては経常収支比率が示す財政構造の弾力性については少なからぬ疑義がございます。

今回、数値として改善しているとはいっても、依然として高い水準で推移しており、このような状況は歳入の内容と決算統計のルール上からやむを得ないものというふうに捉えております。

その次の下の表になりますけれども、健全化判断比率の状況をまとめたものでございます。これはさきに報告議案として説明させていただいておりますので、ここでの説明は省略させていただきますが、こちらの記載事項の一部に誤りがございましたので、大変申しわけありませんが、訂正をお願いいたします。こちらの表の実質赤字比率の右から 2 番目になりますけれども、早期健全化基準、こちらの数値になります。13.10%というふうに記載しておりますが、こちらを 13.12%です。さらにその下になりますけれども、連結実質赤字比率の同じく早期健全化基準になりますけれども、こちらのほうに 18.10%というふうに書いておりますけれども、こちらを 18.12%というふうに訂正のほうをお願いいたします。大変申しわけありませんでした。

続きまして、資料の 99 ページから 102 ページにかけてになりますけれども、こちらは普通会計の歳出決算額を通常収支分と、それと復旧・復興事業分に区分したものをそれぞれ目的別、性質別に整理したものでございます。こちらの区分、通常収支分と復旧・復興事業分の区分につきましては、決算統計のルールに基づいた区分けということになっております。

一般会計で説明した内容と重複する部分が多くなりますので、ここでの説明というものは省略させていただきたいと思いますが、本来一般会計で処理するのが適当である災害公営住宅の整備事業に係る内容もこちらの普通会計に含まれておりますので、本市の一般行政部門を総括することができるものとなっております。そのようなことから、他の自治体と比較する場合などに活用いただければというふうに思います。

なお、一般会計では震災関係基金への積立金につきましては通常経費として扱っていたところではあるんですが、こちらの普通会計のルールで申し上げますと、復旧・復興事業のほうにこの震災関係基金への積立金が含まれるということになりますので、その点の違いに御留意いただきたいと思います。

以上で普通会計決算の概要の説明を終わらせていただきます。

○根本委員長

ここでお昼の休憩といたします。再開は 1 時といたします。

午前 11 時 51 分 休憩

---

午後 0 時 58 分 開議

○根本委員長

おそろいですので、再開いたします。

● 震災復興計画の進捗状況の説明

○根本委員長

震災復興計画の進捗状況について説明を求めます。

○吉田市長公室長補佐（行政経営担当）

それでは、初めに私のほうから 7 の 1、103 ページからの参考資料としてまとめさせていただきました東日本大震災関連事業について、概要を説明させていただきます。

先ほど市長公室長より御説明申し上げましたとおり、今回は東日本大震災からの復旧・復興関連事業の総合的推進状況につきましては、新たに作成した資料 8 で、個々の事業内容につきましては基本的に主要な施策への事務事業評価表として政策体系ごとに整理しております。したがって、今回はこれらの資料を補完する参考資料として 104 ページから概要をまとめさせていただいたものでございます。

104 ページの一覧表は、先ほど財政経営担当からも御説明申し上げましたとおり、補正予算の都度提出してまいりました資料をもとに、一般会計震災関連経費の概要として震災がなかったならば生じなかったと考えられる経費について款項目順の決算額とその財源内訳を事業別に掲載してございます。以降、昨年度の主要な施策と異なる点について、概略を御説明申し上げます。

まず、表の見方ですが、昨年度と異なる点といたしまして、表の左端欄に震災関連の番号を付してございます。こちらは主に一時的な復旧事業などです。108 ページから 118 ページまで、一覧として概要をまとめている事業の見出し番号となっております。同じく、左か

ら 2 番目の欄、評価表（ページ）と書いてございます欄は、主要な施策の 1、2 にわたりまして掲載をしております事務事業評価表のページ数となっておりますので、後ほどごらんをいただきたいと存じます。

それでは、118 ページまでは一時的な概要をまとめてございます。119 ページをお願いいたします。119 ページは、このたびの震災に関係しまして全国からお寄せいただいた御支援の中から市で直接受け付けさせていただいた物資、寄附金、義援金についてとりまとめております。参考資料としてまとめさせていただいた資料 7 についての説明は以上で終わらせていただきます。

資料 8 を御用意ください。

○鈴木震災復興推進局長

それでは、資料 8 の多賀城市震災復興計画推進状況報告書について御説明申し上げます。初めて作成した資料でございますので、少し丁寧に説明させていただきますとともに、説明においてページがあちこちに飛ぶことをあらかじめ御了承いただきたいと思っております。

それでは、まず 2 ページをお開きください。2 ページ上段、「はじめに」のところでございますけれども、1 の 2 といたしまして「多賀城市震災復興計画進捗状況報告書とは」をごらんください。この報告書は平成 23 年 12 月に策定した多賀城市震災復興計画に基づき掲げた復興事業として実施する復旧・復興に関する事務事業の執行状況、進捗状況等に関しまして決算にあわせて復興施策体系ごとに整理をしてとりまとめたものでございます。本市の復興計画におきましては、2 ページの下の表のとおり、3 つの重点課題を掲げ、その課題解決のための方策として 3 ページ以降でございますけれども、8 つの復興施策に分類し、さらにその下に 19 の復興基本事業で構成をいたしました。さらに、復興計画ではその下に全部で 138 の復興事業を掲げてございます。

さらに、この 138 の復興事業を実施するに当たっては事務事業として平成 24 年度決算時点で全部で 180 ほどございます。これらにつきましても、24 ページ以降、24 ページをお開きください。24 ページ、25 ページ以降でございますけれども、各施策の一覧があるんですけれども、この中で下の表で網かけしている部分、こちらがこの 138 の復興事業でございます。復興計画に乗せている復興事業でございます。その下に網かけのかかっていないもので 1 段、少し右側にずれているもの、こちらについては 180 個の事務事業、現在平成 24 年度決算時点で全部で 180 個ある事務事業でございます。この報告書では、まず 8 ページで復興計画の全体と、この 8 つの復興施策ごと、また同時にその直下に位置する 19 の復興基本計画ごとの決算額をあきらかにするとともに、138 の復興事業をベースとした着手率、復興事業のうち終期のある事業をベースとした完了率、それから 138 の復興事業にぶら下がる 180 の事務事業の執行額をあきらかにしたものです。

さらに、その中から特に市民の皆さんに関心が高いと思われる主な復興事業を抜き書きして進捗状況をお示ししております。

それでは、まず復興計画及び復興施策全体の進捗状況を説明いたしますので、8 ページをお

開き願います。8 ページの上の表、1 復興計画の全体の内訳は、復興計画に掲げた 8 つの復興施策の平成 23 年度、平成 24 年度の決算額、その合計決算額、138 の復興事業をベースにした着手率、復興事業のうち終期のある事業をベースにした完了率を掲載してございます。復興施策ごとの決算額は基本的にはそれぞれの復興施策に含まれる事務事業の決算額と合計になりますが、8 つの復興施策や 19 の復興基本計画には 138 の復興事業や 180 の事務事業が複雑に重複する形で構成されていることから、できるだけ重複を排除する形で整理しております。同時に、総計における事務事業の本数、総計欄の重複も控除しておりますので、総計額は縦列の単純計算とは異なることをあらかじめ御了承願います。

復興計画全体では着手率が 84%と、おおむね順調であると思われれます。完了率は、やはりこの 2 年間早期の復旧を目指していたことから決算においても如実に復興施策 3 の早期復旧の実現が 80%と高い値を示しております。復興計画担当といたしましては、復興施策 1 のきずな、つながりを前提とした健やかな暮らしの確保と活力のある仕事の創出であったり、復興施策 4 の減災対策の充実強化で完了率がもう少し高められればと反省しております。特に居住の確保や減災の対策においてそれらの裏づけとなる復興交付金の確保がもっとスムーズにできていれば、もっと完了率が高かったであろうと総括しているところでございます。

8 ページ下の段の 2 復興施策別内訳は、上の表の全体で示したものの内容、内訳を記載してございます。それと 24 ページ以降、先ほど聞いていただきました 24 ページ以降、各施策ごとの一覧表につきましては、それぞれの詳細を示すものでございます。これらの各表における決算額、合計決算額、事務事業数の考え方につきましては、復興計画の全体の内訳と同様でありますので、説明を省略させていただきます。

12 ページにお戻りください。12 ページ以降、これにつきましては主な復旧事業の進捗状況を示したものであります。災害公営住宅建設、土地区画整理事業、災害廃棄物処理、津波復興拠点整理、復旧、多重防御整備、緊急避難路整備、緊急避難路橋梁耐震化、雨水対策の市民生活に直結するような事務事業の大きなものを取り上げてございます。ここでは単に事業に着手したか否かだけでなく、平成 25 年 3 月末現在と直近の 7 月末時点における進捗率を一定のルールによって明らかにしたものでございます。災害公営住宅建設、災害廃棄物撤去処理、復旧については、行うべき処理量のうち完了し、または着手したものがどのくらいあるのかを実数として進捗率であらわしてございます。

13 ページをごらんください。まず①の災害公営住宅建設ですけれども、平成 25 年 3 月末時点で整備予定の戸数は 532 戸に対しまして着手した戸数はございませんでした。進捗率は 0%となっております。参考までに、右側に 7 月末の進捗率を掲げましたが、桜木地区において平成 25 年 6 月に工事に着手しましたので、進捗率は 30%となっております。また、同年 3 月末の事項ですけれども、桜木地区、鶴ヶ谷地区、新田地区においては調査設計に入っております。

次のページをお開きください。2 の土地区画整理事業でございますけれども、平成 25 年 3

月末現在では調査設計に入り、地権者等と意見交換を行っておりますので、3月末、7月末とも進捗率は15%となっております。次の15ページをごらんください。③の災害廃棄物撤去処理ですけれども、平成25年3月末では推計量34万3,000トンに対して処理をしたものが32万1,000トンで94%の進捗率でございました。7月末現在では97%に達してございます。次のページ、16ページをお開きください。津波復興拠点整備でございますけれども、平成25年3月末の時点では調査設計中ですので、進捗率が5%となっております。

次のページは復旧となっております。まずは道路復旧でございます。平成25年3月末では被災した道路延長が17.1キロメートルに対しまして復旧した道路延長が13.2キロメートル、進捗率は77%です。7月現在では復旧した道路延長が14.4キロメートルまで伸び、復旧率は84%まで達してございます。次に公園復旧ですが、こちらは被災した11公園全て復旧を完了しております。

次のページをお開きください。公共下水道雨水施設復旧ですけれども、平成25年3月末では被災した雨水管路延長1,191メートルに対しまして復旧した雨水管路延長は1,142メートルであり、進捗率は96%でした。7月末では100%に達してございます。その下、公共下水道汚水施設復旧ですけれども、平成25年3月末の時点では被災した汚水管延長5,804メートルに対しまして復旧した汚水管延長が702メートルであり、進捗率は12%にとどまっております。平成25年7月末でも復旧した汚水管延長が987メートルにとどまり、進捗率は17%です。これは汚水管が地下構造物ということもあり、工事に当たって、例えば水道管やガス管の切り回しに時間が要することや、受注した現場においても人夫、あるいは交通誘導員、部材の手配がつかないなど発注後の現場でのおくれが要因となっております。現時点では予定している工事は全て発注し、年度内完了に向けて鋭意努力しているところでございます。

次に、市内市立小中学校の復旧ですけれども、こちらでも被災した11施設全て完了してございます。次のページをごらんください。6の多重防御整備でございますけれども、平成25年3月末現在の進捗率は3%となっております。これは3月末時点で第1堤である仙台・塩釜港防潮堤整備事業と第3堤である多賀城防災緑地整備が調査設計に入りましたが、第2堤については調査設計に至っておりません。次のページ、20ページをお開きください。⑦の7番の緊急避難路整備ですけれども、平成25年3月末現在では清水沢多賀城線と笠神八幡線は調査設計に入りましたので5%の進捗でございます。

次のページをごらんください。8は緊急避難路の橋梁耐震化でございます。平成25年3月末現在では樋の口大橋、舟橋、鎮守橋、笠神新橋の耐震化について調査設計が終了し、進捗率は60%となっております。次のページ、22ページをお開きください。9番の雨水対策でございます。平成25年3月末現在においては、中央雨水ポンプ場の整備や内水排除困難区域の側溝整備事業は工事に入っておりますが、宮内や六貫田の雨水幹線等整備や雨水地下貯留施設整備は調査設計に入っておりますことから、進捗率は平均すると26%

となっております。

以上で資料 8 の平成 24 年度多賀城市震災復興計画進捗状況報告書の説明を終わります。  
なお、報告書につきましては来年以降も同じような形で作成をして、その進捗をあきらかに  
していきたいというふうに考えてございます。

それでは、資料 7 の 1、137 ページにお戻りください。

● 主要な施策の成果概要説明

○吉田市長公室長補佐（行政経営担当）

それでは、7 の 1、137 ページからは主要な施策の成果として事務事業評価表を活用して  
の報告でございます。

初めに 139 ページをお願いいたします。139 ページで、実施計画事業の動向でございま  
すが、当初予算の資料として議会に提出させていただきました当初計画は 110 事業となっ  
てございます。しかし、震災後は特に国等の補助制度を最大限に生かしつつ、時宜にに応じた  
対応を最優先としてきた結果、第 7 号に至った補正予算においても大規模事業への取り組  
みが急増しております。そこで、平成 24 年度からは補正の都度実施計画事業として追加等  
を行うことといたしました。その結果、今回御報告する実施計画事業は 167 事業に至っ  
ております。

139 ページ下の図にございますように、事務事業評価では対象と意図を明確にするという  
ことを非常に重要と捉えてございます。事務事業の対象を市民全体という捉え方ではなく、  
例えば何歳から何歳までの方、もしくはこういう点でお困りの方など、対象をより具体的に  
することによって事業の目指す姿である意図を明確とし、それに伴いより適切な手段の選  
択を可能とすること、また、既に一定のレベルに達していたり時代の趨勢に合致しない事業  
については見直しを行う際の基準がおのずと明らかになってまいります。

それでは、事務事業評価表を具体的にどう見ていくのかという例を 140 ページ、141 ペ  
ージによりまして簡単に御説明を申し上げます。

140 ページには施策の単位ごとに掲載をしております総合計画に定める施策及び基本事業  
の体系並びに成果指標の一覧を例示しております。政策、施策、基本事業、事務事業の関係  
性はそれぞれが上位に位置づけた目指す姿、成果指標の達成のために実施してるという階  
層構造となっております。したがって、それぞれの事務事業の成果だけではなく上位の  
基本事業、ひいては施策の成果向上に貢献しているのかどうかを見る際の参考としていた  
だきたいと存じます。右側のページ、141 ページには事務事業評価表の具体的な見方をお  
示ししてございます。上部中央の黒丸で実施計画、復興計画に該当する事業を示す欄を例示  
してございます。今回から復興計画への位置づけについても表示をしてございます。その右  
側、担当名につきましては平成 24 年度時点での担当部署名を記載させていただいており  
ます。

次に、上部の枠線の左側、事務事業の開始背景、根拠の欄をごらんください。予算書に掲載  
している事業の単位と事務事業評価の単位には一部異なる点がございます。一例で説明さ

させていただきます。恐れ入りますが、164 ページをお開きください。164 ページ、公共下水道雨水施設災害復旧事業、こちらで御説明を申し上げます。こちらの事業は左上の事務事業の開始背景、根拠の欄に記載しておりますとおり、予算上は 2 つの事業が含まれております。単独と補助というふうに別々の事業となっております。御承知のように、特に建設事業では財源によって同一の事業を分けて予算管理を行う場合がございますけれども、事務事業評価では同じ意図を持った同一の事業であると言えます。

平成 24 年度から事務の効率性や評価の効果を考慮しまして、このような場合は複数の事業を総括して事務事業評価表を作成することとしておりますので、その場合は、この欄に記載しております。よろしくお願いいたします。

恐れ入りますが、141 ページにお戻りをお願いいたします。事務事業評価表の全体の構成は大きく分けて 3 つの要素がございます。上段には事務事業の内容に関する事項、背景、対象、意図、手段などの概要を示しております。中ほど右の手段の欄には、平成 24 年度に実施した取り組み及び特定財源がある場合には名称と補助率を記載しております。中段は指標及び事業費の推移に関する事項で、事業の成果をあらわしております。指標として事業の対象をあらわす対象指標、何をどれだけ行ったかをあらわす活動指標、対象が意図の状態にどれだけ近づいたのかをあらわす成果指標の推移をそれぞれ記載しております。

事業費につきましては、コストの推移を見るための目安として 1,000 円単位で表記しておりますので、端数処理の関係で多少の入り組みが生じる場合がございます。あらかじめ御了承をお願いいたします。その下の人工数には正職員 1 人が 1 年間従事した場合を 1.0 とし、どれだけの人件費を要しているかを目安としてお示しし、人件費を含めたトータルコストを参考として表記をしております。一番下の欄には平成 24 年度の取り組みの評価として事業成果を踏まえた事業担当課における決算時の自己評価を記載してございます。なお、事務事業評価全体の記載のあり方、行政評価の枠組みにつきましては 1 年を通したマネジメントの仕組みでありますことから、実践を踏まえながら順次改革改善に資する取り組みを進めてまいりたいと考えております。つきましては、昨年度の決算議会、引き続き今回の決算議会の審議の中でいただく御意見を参考として、より内容を充実したものとなるよう努力してまいりたいと考えております。

次のページをお開きください。142 ページでございます。142 ページからは今回掲載をさせていただいている事務事業の一覧でございます。平成 24 年度の決算に当たり、実施計画事業 167 事業に加えて総合計画に定める基本事業に大きく貢献する主要事業 44 事業を加えまして 211 事業を掲載しております。こちらの事務事業一覧には第五次多賀城市総合計画 7 つの政策に基づきまして政策 1 から政策 7 まで、体系順に一覧でお示しをしております。そのうち、一般会計におきましては今回 54 事業について各課長等から御説明を申し上げますこととしております。

それでは、149 ページ以降を御参照いただきまして、事務事業の説明に入らせていただきます。

## ● 政策 1 安全で快適に暮らせるまち

○角田交通防災課長

それでは、150 ページをお願いいたします。ここからは政策 1、安全で快適に暮らせるまちの政策分野となります。

初めに 152 ページをお開きください。施策 1、災害対策の推進、基本事業 1、防災意識の向上から避難所標識等設置事業について御説明いたします。左上の事業の開始背景根拠でございますが、本事業は災害が発生した場合に住民が迅速に指定避難所へ避難できるよう、案内標識を設置し住民の安全確保に努めるというものでございます。右上の全体計画といたしましては、平成 13 年度から市内の大規模災害時指定収容避難所や一時避難場所に計画的に設置しており、震災後は津波により破損または流出してしまった標識の復旧や、新たに契約締結した津波避難ビル等に標識を設置しております。

中段左側の対象、意図欄をごらんください。本事業は住民や来訪者を対象に避難すべき指定収容避難所等の場所が認識でき、災害発生時に安全に避難することができることを狙いとしております。その狙いを達成するため、中段右の手段にございますように、市の指定収容避難所や公園等の避難場所のうち、津波により破損、流出した箇所の復旧が 8 カ所、新規に設置した箇所が 8 カ所、修繕箇所が 2 カ所、合計 18 カ所の案内標識を整備し、誰もが避難所及び避難場所であることがわかるようにしました。

この事業の成果指標は指標欄 F にお示ししているように、避難場所等標識の設置割合としており、100%の設置率となっております。本事業の取り組みの評価といたしましては、下段の事業状況にございますように、おおむね順調と考えております。その事由として、平成 24 年度中に設置した設置箇所に計画どおりに設置できました。また、次年度以降も新規の津波避難ビル等に対し計画的に整備していきたいと考えております。

今後の成果向上余地につきましては、成果向上欄に記載のとおり、避難場所の表示だけではなく避難の経路、方向を示す標識を検討してまいります。以上、避難所標識等設置事業についての成果報告でございます。

次に、168 ページをお開き願います。施策 1、防災対策の推進、基本事業 1、災害支援体制の確立から災害用備蓄品整備事業について御説明いたします。左上の事業の開始、背景、根拠でございますが、災害発生に伴い外出先などから非常用持ち出し袋を持たずに避難した住民等の初期の避難生活を安定させることを目的としております。平成 14 年度から計画的に備蓄品を整備しておりましたが、東日本大震災の教訓から内容を見直し、平成 24 年度を初年度とする多賀城市備蓄品購入 5 カ年計画を策定し、特に優先される品目について目標数量を設定し年次購入しております。

右上の全体計画といたしましては、東日本大震災の経験を踏まえ発災時の迅速な対応を図るため、大規模災害時指定収容避難所への分散備蓄を計画しております。震災後は備蓄目標数量を見直し 7 万 2,000 食とし、備蓄率も 100%以上に上昇しました。中段左側の対象、意図欄をごらんください。本事業は住民及び市内事業者を対象に避難所の食料や物資が最



低 3 日間程度困らない状態を確保することとしております。その狙いを達成するため、中段右の手段にございますように食料品等の災害用備蓄品を常備し、保存期限が切れる分の補充を実施しております。また、市の備蓄だけでは限度があることから、自助努力としての家庭内備蓄をホームページや広報誌を通じて啓発しております。

本事業の取り組みの評価といたしましては、下段の事業状況にございますように、順調と考えております。その事由として本市の備蓄目標数量を既に満たしており、備蓄率が 100% となっております。今後も多賀城市備蓄品購入 5 力年計画に基づき 100% を維持してまいります。今後の成果向上の余地につきましては、成果向上欄に記載のとおり、大規模災害時指定収容避難所への分散備蓄を実施することで、向上の余地が図られるとともに、家庭内備蓄もあわせて啓発してまいります。

以上、災害用備蓄品整備事業についての成果報告でございます。

次に、175 ページをお開き願います。施策 2、防犯対策の推進、基本事業 3、都市を構成する施設の防犯機能の拡充から多賀城駅前警察官立寄所新築事業について御説明いたします。左上の事業の開始、背景、根拠でございますが、本事業は JR 仙石線多賀城地区連続立体交差事業の進展により多賀城駅前自転車等駐輪場が建てかえられることにより、既存の警察官立寄所が使用できなくなることから、駅周辺に新築いたします。右上の全体計画といたしましては、平成 24 年度に立寄所新築工事設計業務を委託し、繰越明許として履行期間を平成 25 年 8 月 30 日までに延長しました。平成 25 年度は新築工事設計業務の成果品の設計図書に基づき関係予算の積算を行い、平成 26 年度は 12 月 1 日供用開始を目指して工事を発注します。なお、平成 27 年度は鉄道の整備が終了するため、立寄所の駐車場等を整備し関係工事が終了する予定でございます。

中段左側の対象、意図欄をごらんください。新築される立寄所の対象は不特定多数の方になります。意図としては、多賀城駅前に警察官の立寄所があることで市民が安心して駅周辺を利用できることです。その狙いを達成するため、中段右の手段にございますように、平成 25 年 1 月に設計委託の指針となる立寄所新築事業基本構想を作成して、設計業務を委託しました。その後の手段については、全体計画で御説明したとおりでございます。この事業の活動指標は指標欄 C にお示ししているように、委託数としております。成果につきましては、成果指標欄のとおり、事業進捗の割合を目安とすることとし、24 年度は 25% となっております。本事業の取り組みの評価といたしましては、下段の事業状況にございますようにおむね順調と考えております。

その事由として、平成 25 年 1 月に策定した基本構想に基づき事業が進捗しており、平成 26 年度に工事発注する見通しのためであります。今後の成果向上余地につきましては、連続立体交差事業等関係事業の日程確認や関係課との調整の上、平成 26 年 12 月 1 日供用開始を目指し、現行計画の進捗に努めていきたいと考えております。

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

次に、178 ページをお開きください。施策 3、安全な消費生活の確保から市民持込み食材

放射能測定事業について御説明いたします。

まず、上段の事務事業の開始背景、根拠、事務事業の改善改革経過、全体計画でございますが、本事業は東京電力福島第一原子力発電所の事故による土壌や海水の放射能汚染に伴い、自然から採取される食材を食することによる内部被曝に対する健康不安が生じたことから、市民が自然から採取し持ち込んでいただいた食材の放射能測定を実施し、その結果を速やかに情報公開するため、昨年の10月から実施しているものです。

中段左側の対象、意図の欄ですが、市民を対象にみずから採取した山や海の食材による内部被曝に対する市民の不安を解消することを目指すものです。そのため的手段として、宮城県から放射能測定機器の貸与を受け、市内にある専門検査機関に事業を委託して行うもので、市民が当該検査機関に持ち込んでいただいた食材を検査し、その結果は後日本人に通知するとともに、ホームページ等で公表しております。この事業の成果につきましては、活動指標 C 欄でございますように、44 件の測定を実施し、また測定を依頼した市民に対しアンケート調査をした結果、成果指標 F 欄でございますように市民の不安が解消された割合が91%となっております。本事業の取り組みの評価といたしましては、下段の事業状況でございますように、順調と考えております。その理由としては不安解消した市民の割合が91%と高く、また、公表した測定結果に対し市民から問い合わせ等もございませんからでございます。

今後の成果向上余地につきましては、持ち込まれる食材の件数も減少してきており、不安が解消した市民の割合も高いことから、向上余地は小と見込んでおります。今後は現行成果の維持に努めたいと考えております。以上でございます。

○熊谷復興建設課長

次に、187 ページをお願いいたします。187 ページをお開きください。施策の5、交通環境の充実、基本事業1、道路の整備から南宮北福室線道路改築事業について御説明申し上げます。

事業の開始、背景ですが、本事業は西部地区と市中心部を結ぶ都市計画道路新田南錦町線に接続する南北道路となっております。また、仙台港への重要なアクセス道路としても位置づけられており、新田南錦町線との同時開通を目指し早急に道路整備を行うものでございます。全体計画といたしましては、平成22年度から用地買収に着手、24年度下期より工事に着手してございます。本年度の事業完了を目標に進めてございます。

それでは、対象、意図の欄をごらんください。本事業は南宮北福室線が整備され、安全で円滑に通行できることを狙いとして事業を進めてございます。狙いを達成するための手段、平成24年度の取り組みですが、地権者との用地交渉を積極的に進め、工事を発注してございます。次に具体的な活動実績である活動指標は用地取得面積ですが、平成24年度には525平方メートルの用地を取得してございます。また、この事業の成果指標は事業費ベースですが、平成24年度は74%となっております。前年度と比較いたしまして22%進捗となっております。次に取り組みの評価ですが、事業の状況はおおむね順調と考えてござい

す。その理由ですが、用地取得や工事についてもこれまで同様の進捗が見込めるものと考えてございます。今後の成果向上の余地につきましては、国庫補助の交付状況や用地取得に影響されますが、事業の執行や進行管理を適切に行うことで一定の向上を見込むことが可能であると考えてございます。

以上が南宮北福室線道路改築事業の成果報告でございます。

次に、191 ページをお願いしたいと思います。施策の5、交通環境の充実、基本事業 1、道路の整備から内水排除困難地域側溝整備事業について御説明いたします。事業の開始、背景ですが、本事業は東日本大震災による地盤沈下を踏まえ、降雨時において内水排除が困難な地域の排水機能向上と衛生的な環境再生を目指し市道の側溝整備を行うものでございます。これは復興交付金を活用し平成 24 年度から着手してございます。

全体計画ですが、24 年度に整備箇所選定のための調査と設計に着手してございます。24 年度下期より側溝整備を進め、26 年度の事業完了を目標に事業を進めてございます。

それでは、対象、意図の欄をごらんください。本事業は排水機能向上による衛生的な環境再生を狙いとして事業を進めてございます。狙いを達成するための手段、平成 24 年度の取り組みでございしますが、設計積算が完了いたしましたことから、下期に工事を発注してございます。次にこの事業の成果指標は整備延長ベースですが、本事業は繰り越しとなりましたので 24 年度の進捗状況はゼロ%となっております。次に取り組みの評価ですが、事業の状況はおおむね順調と考えてございます。その理由についてですが、復興交付金による調査設計が完了し、一部工事にも着手いたしましたので計画どおりに進んでおると考えてございます。今後も同様の進捗状況が見込めるものと考えております。

今後の成果向上の余地につきましても、事業の執行や進行管理を適切に行うことで効率的な事業展開ができますので、大きな向上を見込むことが可能であると考えてございます。以上が内水排除困難地域側溝整備事業の成果報告でございます。

○加藤道路公園課長

192 ページをお願いいたします。基本事業 2、道路の維持管理から橋梁の長寿命化修繕計画策定事業について御説明いたします。

左上の事務事業の開始背景、根拠でございしますが、本事業は本市が管理する橋梁を長寿命化し、修繕やかかけかえにかかる費用の縮減と平準化を図るための長寿命化修繕計画を策定するものでございます。本計画により修繕等を行い、これまでの事後修繕から早目早目に手当てする予防修繕への転換を図り、橋梁の延命化を図ってまいります。右上の事務事業の改善改革経過全体計画といたしましては、平成 22 年度から事業を開始しまして、平成 24 年度に一度策定はしてございましたけれども、理由は後ほど御説明いたしますが、平成 25 年度に再策定の上、本計画を公表し、終了する予定になっております。

中段左側の対象意図の欄でございしますが、本事業は橋長 15 メートル以上の橋と道路橋を通行する利用者を対象といたしまして、橋梁の長寿命化修繕計画を策定し計画的な修繕等を実施することにより橋梁が延命化されているという状態を意図としております。中段右

の手段でございますが、業務委託により橋梁長寿命化修繕計画を策定いたしました。活動指標、成果指標でございますが、11橋の点検と長寿命化修繕計画を策定しております。

本事業の取り組みの評価といたしましては、下段の事業状況でございますように、おおむね順調と考えておりますが、記載の樋の口大橋、舟橋、鎮守橋、笠神新橋の耐震化工事の実施、それから泉塩釜線県道移管によります市川橋の追加によりまして平成25年度に本計画の見直しをしております。

最後に成果向上につきましては、追加の市川橋を加えましても向上余地は小さいと考えております。以上でございます。

○熊谷復興建設課長

次に、195ページをお開きください。施策5、交通環境の充実、基本事業2、道路の維持管理から緊急避難路整備事業、橋梁部の耐震化について御説明いたします。

事業の開始背景ですが、本事業は津波浸水による大きな被害を受けた地域から高台方向への避難路確保と、物流機能の確保を目指してございます。その重要な役割を担う樋の口大橋、舟橋、鎮守橋、笠神新橋の耐震化を行うもので、復興交付金を活用いたしまして平成24年度から事業を着手してございます。全体計画といたしましては、本年度の事業完了を目標に耐震補強工事を進めてまいります。

それでは、対象、意図の欄をごらんください。本事業は橋梁が耐震基準を満たし、大規模地震発生時において橋が落橋することなく避難路や物流の機能の確保、避難路機能の確保を狙いとして事業を進めてございます。狙いを達成するための手段、平成24年度の取り組みでございますが、関係機関協議や耐震設計を行ってございます。次に具体的な活動実績である活動指標は耐震設計ですが、平成24年度において設計が完了してございます。また、この事業の成果指標は事業費ベースとなっておりますが、平成24年度は8%となっております。

次に取り組み評価ですが、事業状況はおおむね順調と考えてございます。その理由ですが、復興交付金による調査設計が完了し、工事発注準備に着手いたしまして、計画どおりに進んでおりますので、今後も同様の進捗が見込めるものと考えてございます。今後の成果向上余地につきましては、事業の執行や進行管理を適切に行うことで、効率的な事業展開ができますので大きな向上を見込むことが可能であると考えてございます。以上、緊急避難路整備事業橋梁耐震化についての成果報告でございます。

○永沢建設部次長(兼)都市計画課長

続きまして、198ページをお開きください。施策6、市域の整備、基本事業1、秩序ある都市計画の推進から都市計画マスタープラン策定事業について御説明をいたします。

事務事業の開始背景、根拠ですが、都市計画法に基づきます都市計画マスタープランにつきましては、平成14年度を初年度とした第1期計画が平成24年度に目標年次を迎えますことから、平成25年度を初年度とします第2期マスタープランを策定したものでございます。意図の欄ですが、本市の都市計画の基本的な方針が定められ、将来都市構造、土地利

用方針、都市施設の整備方針及び地域のまちづくりの方向性を明らかにすることを目的に策定するものでございます。都市計画は広域都市計画で行うのが基本でありまして、本市においても仙台市を含む 11 市町村で構成します仙塩広域都市計画区域の一部ではありますが、都市計画法に基づくマスタープランは、もっぱら 1 つの市町村に特化して策定するものであり、その意味において対象は市域といたしております。

手段の欄には、主として計画策定に関します取り組み状況を記載しておりますが、関係各課長等により策定委員会を 9 回、都市計画審議会委員で構成しました策定協議会を 3 回、議員説明会を 2 回、地域別懇談会は市民対象の懇談会ですが、計 7 回、延べ 92 名の参加、パブリックコメントやホームページでの策定状況周知を行い、3 月 15 日に都市計画審議会に諮問をし、答申をいただきました。下の欄、事業の状況につきましては、一部 25 年度に繰り越しましたものの、おおむね予定どおり策定できたものと理解をしております。繰り越した関係上、成果指標については 3 月末時点の事業進捗率が 95%といたしております。

成果向上につきましては、計画策定作業自体が終了したため、向上余地は小さいとしておりますけれども、計画策定はあくまでも手段であり、目的はいいまちづくりを行うことであるので、今後は計画に基づいて各種都市計画制度を運用し、また都市計画事業を行ってまいります。

続きまして、202 ページをお願いいたします。基本事業に美しい都市景観の創出維持から景観計画策定事業について説明をいたします。事務事業の開始背景、根拠ですが、歴史的風致維持向上計画の策定を契機に、景観に関する取り組みを推進することとし、平成 23 年 4 月に景観行政団体に移行をし、景観計画の策定を開始したものでございます。景観計画は景観法に基づいて景観行政団体になりますと策定することができ、また、歴史的風致維持向上計画で位置づけた事業でありますことから、策定経費の 2 分の 1 は国費が認められているところでございます。事務事業の全体計画ですが、平成 24 年度、25 年度、2 力年での策定を予定しており、24 年度は写真コンクールや市民アンケートを通じた啓発活動に取り組みながら景観素材の調査検討を行いました。

なお、今年度は計画策定の最終年度として各種団体や住民ワークショップなどを行っており、住民意見を反映した計画策定に努めております。

この事業の意図ですが、市民参加により景観形成の指針となる計画が策定されており、景観が保持改善されている状況を目指しているということでございます。対象は市民であり、事業者です。活動指標には市民啓発活動の実施回数、市民参加型会議の開催回数、計画策定に参画した市民の延べ人数を設定しており、記載のような実績になってございます。なお、本格的な市民参加型会議は今年度に行っておりますので、24 年度は花のまちづくり実施団体との意見交換会を行っており、1 回ということでございます。成果指標は事業進捗率で 20% ということでございます。

事業状況につきましては、おおむね順調と判断いたしており、本事務事業が計画策定を成果

としているため、向上の余地は小さいと考えております。以上でございます。

○根元市街地整備課長

次に、211 ページをお開き願います。施策 7、中心市街地の整備、基本事業 1、都市機能の充実から連続立体交差事業について御説明を申し上げます。

初めに、事務事業の開始背景と根拠でございますが、JR 仙石線による市街地の分断や踏切での交通渋滞は良好な中心市街地形成と円滑な交通環境の確保に支障を来していたことから、その解消を図るべく平成 16 年度に事業着手いたしました。事業経過、全体計画ですが、平成 18 年 5 月の仮線工事を皮切りに本格的な工事に着手いたしまして、平成 24 年 4 月に上下線とも高架に切りかわり、現在はこの秋の新駅舎完了全面開業に向けて鋭意施工しているところでございます。

次に対象意図をごらんいただきたいと思っております。この事業は事業主体の宮城県 1.78 キロメートルの事業区間を対象に踏切 4 カ所を除去し、都市計画道路 5 カ所を含む 9 カ所の道路を立体交差化することにより、交通渋滞の解消と分断された南北市街地の一体的な形成を狙いとしたものでございます。これらを達成する手段といたしまして、宮城県に対し事業費の一部を負担金として支出するもので、昨年度は駅部の土木工事と各種設備工事関係経費を負担しております。

次に、具体的な実績を指標にあらわしたものでございますが、活動指標のとおり、踏切の除却箇所が 4 カ所、負担金額は 1 億 4,281 万 1,000 円でございます。次に成果指標ですが、踏切による遮断回数はなくなり、事業進捗率は昨年度より 5.8%上昇し 88.7%となりました。

次に、これまでの取り組みに対する評価でございますが、事業状況にもお示ししましたとおり、順調であると考えてございます。それは、関係機関同士連携を密にした事業調整を行っているためでございます。また、今後の成果余地でございますが、残事業が限られているため、小さいと考えております。以上で連続立体交差事業の報告を終わります。

続きまして、212 ページをお開き願います。多賀城駅周辺土地区画整理事業について御説明申し上げます。

初めに事務事業の開始背景、根拠でございますが、多賀城駅を中心とした既成市街地は JR 仙石線で分断され、都市基盤整備も進んでいなかったことから、防災面や生活環境面での改善が急務とされてまいりました。これらの課題に対応するため、交通環境の改善、快適な都市機能の集積、商業活性誘導、都心居住を推進すべく平成 11 年度から土地区画整理事業に取り組んでいるところでございます。事業経過、全体計画ですが、平成 14 年に本格的な工事に着手して以来、家屋の移転、宅地造成、道路及び電線共同溝の工事を行っておりますが、平成 28 年度の換地処分に向けて鋭意取り組んでいるところでございます。

次に、対象意図をごらんいただきたいと思っております。この事業は多賀城駅周辺地区の 8.2 ヘクタールを対象に、都心商業と住環境が共存する快適な中心市街地の整備を図っていくことを狙いとしております。これらを達成する手段といたしまして、昨年度は各種業務委託、

多賀城駅前線の舗装工事及び宅地造成工事を実施いたしました。

次に具体的な実施の指標でございますが、活動指標に記載のとおり、道路を210メートル整備し、3,200平方メートルの宅地造成工事を行いました。また、成果指標に記載してありますように、事業進捗率は0.4%上昇し83.3%、宅地の造成率については7.9%上昇し68.4%となりました。これまでの取り組みに対する評価でございますが、おおむね順調であると考えております。それは、連続立体交差事業の進捗にあわせて工程計画を修正しながら宅地造成を進めているためでございます。また、今後の成果向上余地についてでございますが、地権者との協議を重ね、事業の円滑化を図っていることから、一定の向上が見込まれると考えております。以上で多賀城駅周辺土地区画整理事業についての成果報告を終わります。

## ● 政策2 元気で健やかに暮らせるまち

○長田健康課長

次に、資料7の2、233ページをお願いいたします。ここからは政策2、元気で健やかに暮らせるまちの政策分野になります。

初めに235ページをお願いいたします。施策2、健康づくりの推進、基本事業1、健康増進事業の推進から被災者健康支援プロジェクト事業について御説明いたします。事務事業の開始背景、根拠及び事務事業の改善改革経過、全体計画でございますが、被災者現況調査及び民間賃貸住宅入居者健康調査の結果に基づきまして、被災者への健康確認訪問等の実施により健康面において継続的な支援が必要と認められる被災者に訪問指導等を行い、健康状態悪化の予防及び健康面の向上を図るものです。

次に、対象意図の欄をごらんください。本事業は記載のとおり、住居が半壊以上となった被災者で応急仮設住宅入居者を除いた方を対象としており、被災者が健康の維持改善のため適切な支援を受けることができることを狙いとして進めております。その狙いを達成するため、手段でございますように訪問調査の対象となりました世帯に健康状態確認のための訪問指導等を行いました。また、健康状態確認後、継続的な支援を必要と認めたものに対して継続的に訪問指導等を行い、健康状態の把握、相談に対する聞き取り、助言及び各種福祉サービスの情報提供等を行いました。具体的な活動実績は、対象指標欄、活動指標欄のように対象世帯4,208世帯に訪問し、支援件数は268件、定期的支援会議回数は43回となりました。

この事業の成果指標といたしましては、成果指標欄のとおり、支援率は93.1%となっております。本事業の取り組みの評価といたしましては、事業状況欄にございますように、訪問指導等により支援が必要な被災者に継続して支援を実施しており、おおむね順調であると考えております。今後の成果向上余地につきましては、成果向上欄に記載したとおり、訪問指導等により支援が必要な被災者に適切な支援を実施しており、支援率の向上の余地は小さいと考えております。以上、被災者健康支援プロジェクト事業についての成果報告でございます。

次の236ページをお願いします。次に心のケア看護事業について御説明いたします。事務事業の開始背景、根拠でございますが、震災で被災し生活環境が大きく変化した被災者や支援者等は、PTSD 症状の長期化、生活不安等が重なりうつ病や不安障害が増大することが考えられ、中・長期的な支援が必要となります。そのため、被災した市民に向けた心の相談体制を構築し、巡回訪問及び電話相談を実施するものです。

次に、事務事業の改善改革経過、全体計画でございますが、心のケアを必要とする被災者に対して看護師、精神保健福祉士による巡回訪問を実施いたしました。また、被災者及び支援者からの心の相談に対して電話による聞き取り、助言及び各種福祉サービスの情報提供を行いました。

次に、対象、意図の欄をごらんください。本事業は記載のとおり、被災した市民を対象としており、被災者に対する心の健康を維持するための取り組みがなされ、自殺等が予防されていることを狙いとして進めております。その狙いを達成するため、手段でございますように、心のケアを必要とする被災者への巡回訪問及び電話相談を行うことで心の支援体制を確立し、被災者等の心の健康を確保し、うつ病、不安障害の増加への対応を行うことで自殺等の予防を図りました。具体的な活動実績は活動指標欄及び成果指標欄のとおり、支援件数は432件で支援率は0.7%となっております。本事業の取り組みの評価といたしましては、事業状況欄でございますように、仮設住宅巡回訪問が延べ364件、電話相談が延べ68件で、さらに継続支援を必要とした方は102名でした。継続支援が必要な方はかかわりの中で問題が変化してきており、その方の生活全体を見ながら個人の状況にあわせた支援を行ってきたことがおおむね順調であると考えております。

今後の成果向上余地につきましては、成果向上欄に記載したとおり、心のケアを必要とする住民が仮設住宅等から地域へ戻ることから、今後は在宅における巡回訪問の支援がさらに必要なることが考えられることから、仮設住宅巡回訪問か在宅の巡回訪問をふやし、週2回の支援体制を実施することで向上が見込めると考えております。以上、心のケア看護事業についての成果報告でございます。

次に、基本事業2、疾病予防、早期発見早期治療の推進からがん検診推進事業について御説明いたします。238ページをお願いします。

○根本委員長

健康課長、もう少し高い声をお願いします。

○長田健康課長

238ページをお願いします。次に、基本事業2、疾病予防、早期発見早期治療の推進からがん検診推進事業について御説明いたします。

事務事業の開始背景、根拠及び事務事業の改善改革経過、全体計画につきましては、昨年度と同様にがん検診無料クーポンによる子宮頸がん、乳がん、大腸がん検診の推進事業でございます。次に、対象、意図の欄をごらんください。本事業は、記載のとおり、20歳から60歳までの5歳刻みの方を対象としており、一定年齢になった方ががん検診を受けている状



況になることを狙いとして進めております。その狙いを達成するため、手段にございますように、対象者に無料クーポン等を配付し、がん検診を受診していただきました。子宮頸がん検診、乳がん健診は指定医療機関での個別検診を行い、大腸がん検診は指定日に市が検体を回収し、検査機関で検査を行いました。また、受診者の利便性を考慮し、通常行っている各種がん検診と同時に実施しやすい体制をつくりました。

なお、自己負担金については無料といたしました。具体的な活動実績は活動指標欄のように子宮頸がん及び乳がん検診の受診者は 1,233 人で、また大腸がん検診の受診者は 933 人となりました。この事業の成果指標といたしましては、指標欄のとおり、それぞれのがん検診の受診率としており、30.5%と 22.3%となっております。本事業の取り組みの評価といたしましては、事業状況欄にございますように子宮頸がん、乳がん検診の平成 23 年度から平成 24 年度の受診者数では 123 人、受診率では 4.1%増加しており、おおむね順調と考えております。

今後の成果向上余地につきましては、成果向上欄に記載したとおり、大腸がん検診については特定健康診査と同時実施を検討することで受診しやすい環境が整備されることから、受診率の向上が期待できると考えております。以上、がん検診推進事業についての成果報告でございます。

次の 241 ページをお願いします。被災者特別健診事業について御説明いたします。事務事業の開始背景、根拠でございますが、宮城県では東日本大震災により被災後の生活環境の変化等による健康状態の悪化を早期に発見し予防するため、被災者特別健診事業を実施することになりました。本市では 18 歳未満の方や 40 歳以上の方は健診を受ける機会がありますが、18 歳から 39 歳までの方は健診を受ける機会がない方もいると推測されることから、当事業の実施により被災者の健康状態を確認することで疾病の早期発見及び早期治療を促すものです。事務事業の改善改革経過、全体計画といたしましては、8 月に塩釜医師会と契約し 10 月から 2 月までの期間で被災者特別健診を実施いたしました。

次に、対象、意図の欄をごらんください。本事業は、記載のとおり、18 歳から 39 歳までの市民を対象としており、みずからの健康状態を把握し疾病の早期発見早期治療の必要性を知る機会となっていることを狙いとして進めております。その狙いを達成するため、手段にございますように、塩釜医師会に委託いたしまして管内の指定医療機関での個別健診といたしました。広報誌で周知するとともに、対象者に受診票を配付し、受託医療機関にての健康診査を自己負担金無料で行いました。受診者には健康情報も記載した健診結果を通知し、健康指導等が必要な方に対して保健師等による健康相談を実施いたしました。具体的な活動実績は、活動指標欄と成果指標欄のように、被災者特別健診の受診者は 2,130 人となりました。本事業の取り組みの評価といたしましては、事業状況欄にございますように、当初見込んでいました受診者数 1,451 人を大きく上回る 2,130 人の受診があったため、成果は順調であると考えています。

今後の成果向上余地につきましては、成果向上欄に記載したとおり、10 月から 2 月までの

受診期間を設定いたしました。受診期限直前の駆け込み受診が殺到したことから、受診期間を拡大することによりより多くの方の受診が可能になったと考えております。以上、被災者特別健診事業についての成果報告でございます。

○根本委員長

ここで 10 分間の休憩を行います。再開は 2 時 15 分といたします。

午後 2 時 04 分 休憩

---

午後 2 時 14 分 開議

○根本委員長

再開いたします。

順次、説明を求めます。

○但木こども福祉課長

それでは、引き続き 7 の 2 の 248 ページをお願いいたします。

施策 3、子育て支援の充実、基本事業 1、子育てと就労の両立支援体制の充実から市立保育所運営管理事業について御説明いたします。事業の開始背景、根拠でございますが、本事業は児童福祉法第 24 条第 1 項に規定する保育の実施により保護者の仕事と子育ての両立を支援し、安心して子育てができる環境を整備することにより児童福祉の向上を図るものでございます。次に、右の事務事業の改善改革経過にありますように、多様な保育ニーズへの対応や民間活力を生かした効率的な経営と運営を図る観点から、平成 18 年度に浮島保育所、平成 23 年度にあかね保育所の民営化を実施してきたところでございます。このことにより、現在は中段表の付記事項にありますように、震災で休所中の桜木保育所を除きまして 4 保育所で運営を行ったところでございます。

次に、対象、意図でございますが、公立保育所に入所している児童及びその保護者を対象に多様な保育ニーズに対応し、保護者が希望する保育所に安心して子供を預けることができることを狙いとしております。その狙いを達成するため、手段にございますように、4 保育所において年間、月間カリキュラム等に沿いまして保育を実施いたしました。具体的な活動実績は活動指標欄のように 4 保育所 293 日の開設でございまして、その成果指標は指標欄 F に記載のとおり、延べ入所児童数 3,463 人でございます。

本事業の取り組みの評価といたしましては、下段の事業状況にございますように、公立保育所の入所可能児童数をほぼ維持しておりまして、順調であると考えております。今後の成果向上余地でございますが、保育士研修の内容充実やその受講体制を整備することで保育の質の向上が図られ、一定の向上を見込むことが可能であると考えております。以上が、市立保育所運営管理事業についての成果報告でございます。

次に 250 ページをお願いいたします。基本事業 1、子育てと就労の両立支援体制の充実から私立保育所一時預かり補助事業について説明をいたします。事業の開始背景、根拠でございますが、一時預かり事業は児童福祉法第 6 条の 3 第 7 項の規定に基づき、保護者の疾病

や災害、育児疲れ等により家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について保育所等で一時的に預かり、必要な保護を行うことにより安心して子育てができる環境の充実と、児童の健全育成を図るものでございます。

本事業は、民間保育所が実施する当該事業に要する経費の一部を助成することにより、利用者の経済的負担を軽減するため、平成 22 年度から開始したものでございます。

次に、右の全体計画にありますように、平成 22 年度から浮島保育所、平成 23 年度から大代保育園において 1 日当たりの定員 10 名で事業を実施しております。次に対象、意図でございますが、私立保育所と保護者を対象に子育て世帯の精神的経済的負担が軽減され、世帯の安定が図られることを狙いとしてございます。その狙いを達成するため、手段にございますように、当該事業の実施保育所に対し年間の延べ利用人数に応じて補助金を交付するもので、平成 24 年度は浮島保育所に対して 536 万円、大代保育園に対して 158 万円の補助金を交付いたしました。なお、当該補助金につきましては国の子育て支援交付金により実施をいたしております。

具体的な活動実績は活動指標欄のように 2 保育所、定員数 20 名でございまして、その成果指標は指標欄 F に記載のとおり、延べ利用児童数 2,931 人となっております。本事業の取り組みの評価といたしましては、下段の事業状況にございますように、利用規模、利用した児童数が増加しており、順調であると考えてございます。今後の成果向上余地につきましては、市民への周知をさらに徹底することで一定の向上を見込むことが可能であると考えてございます。以上が私立保育所一時預かり補助事業についての成果報告でございます。

次に、259 ページをお願いいたします。基本事業 3、子育ての不安の解消から家庭相談事業について御説明いたします。事業の開始背景、根拠でございますが、本市では福祉事務所における家庭児童の福祉に関する相談や指導、援助業務の充実強化を図り、家庭児童福祉の向上を図るため昭和 56 年 1 月に家庭児童相談員を設置いたしました。その後、児童福祉法の改正により平成 17 年 4 月から家庭児童相談が市町村の業務として法律上明確にされるとともに、要保護児童等に対する支援内容の協議を行う地域協議会を置くように努めることとされましたことから、同年 11 月に多賀城市要保護児童対策地域協議会を設置し、各関係機関との連携のもとで要保護児童及びその保護者に対する相談、支援等の業務を行っているところでございます。

右の全体計画にありますように、平成 21 年度から要保護児童対策地域協議会の実務者会議を中学校区単位に改め、個別ケースの情報の共有等により活発な意見交換ができる体制としたほか、家庭相談員を 1 名増員し 3 名体制で相談、指導、援助業務を行っております。次に対象、意図でございますが、18 歳未満の子供とその保護者、市民を対象に虐待が未然に防止され、または早期に発見され、全ての子供が心身ともに健やかに生まれ育つ権利が擁護されています。また、家庭内の子育てに関する不安や DV、離婚などについて悩みを持つ人が相談し、解決するための支援が受けられることを狙いとしております。

その狙いを達成するため、手段にございますように家庭相談業務、要保護児童対策地域協議

会の活動及び児童虐待防止の推進や啓発活動を実施してございます。具体的な活動実績は、活動指標欄のように家庭相談回数 5,602 回、実務者会議の開催 2 回、虐待防止講演会参加者 71 人でございまして、その成果指標は指標欄 F に記載のとおり実務者会議における要保護児童終結率 27.88%となっております。本事業の取り組みの評価といたしましては、下段の事業状況にございますように順調ではないとしてございます。

その事由は、児童虐待や DV 被害等のケースにおきまして、問題が複雑で深刻な相談が増加し、継続的な見守りや支援が必要なケースが増加していることによるものでございます。今後の成果向上余地につきましては、実務マニュアルの作成や個別のケース検討を実施し、家庭相談員の資質向上と相談体制の強化を図るほか、実務者会議の回数増や関係機関向けの虐待防止マニュアルの作成を行うことにより関係機関との連携をさらに強化することで大きな向上を見込むことが可能であると考えてございます。以上が家庭相談事業についての成果報告でございます。

○松岡介護福祉課長

続きまして、265 ページ、お願いいたします。施策 4、高齢者福祉の推進、基本事業 1、日常生活の支援から高齢者生活支援事業について御説明いたします。事務事業の開始背景、根拠並びに隣の改善改革経過、全体計画をあわせて申し上げます。

この事業は、ひとり暮らしの高齢者等が救急時に支援が必要となった際に、医療情報や救急連絡先等を記載したものを保管する救急医療情報キットをもしものときに備えていただくよう、民生委員さん方の御協力、窓口での配付という形で配付を開始したものでございます。対象、意図をごらん願います。本事業は 65 歳以上のひとり暮らし高齢者等を対象に緊急時等の不安が解消され、安心して生活していただくことを目的に行っております。その狙いを達成するため、手段にございますように平成 24 年度から 65 歳以上のひとり暮らしの方、65 歳以上の高齢者のみの世帯の方、65 歳以上の日中独居となる方々に対し、救急時に適切で迅速な救急活動の支援に資するため救急医療情報キットを民生委員さん方の御協力をいただき、また窓口でも配付を行ったものでございます。

具体的な活動実績は、活動指標及び成果指標欄にございますように、5,372 人分の配付となっております。本事業の取り組みの評価といたしましては、下段の事業状況にございますように、民生委員さん方の御協力をいただき対象となる方々に配付することができ、順調と考えております。今後の成果向上につきましては、今後対象となられる方々への周知を図りながら配付を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、266 ページ、お願いいたします。施策 4、高齢者福祉の推進、基本事業 2、居宅サービスの充実から元気回復こもらないで事業について御説明いたします。事務事業の開始背景、根拠並びに改善改革経過、全体計画をあわせて申し上げます。

この事業は、平成 12 年度から家に閉じこもりがちな高齢者に対して通所による生活支援等のサービスを提供することにより、心身機能等の維持向上等を図り、要支援、要介護状態となることを予防することを目的として開始されました。平成 23 年度からは県の地域支

え合い体制づくり事業補助制度を活用し、応急仮設住宅に入居されている高齢者への支援事業としても位置づけて実施しております。

対象、意図をごらん願います。本事業は要介護、または要支援認定において自立と判定された家に閉じこもりがちな高齢者及び仮設住宅に入居されている高齢者がふれあい交流や軽運動などを通して元気を保っていただくことを目的に行っております。その目的を達成するため、手段でございますように、毎週月曜日から木曜日までの4日間、記載それぞれの会場で健康チェックを初め参加者の方々の意見も取り入れながらの内容によりまして実施しております。具体的な活動実績は活動指標欄でございますように、延べ189回を開催いたしました。この事業の成果指標といたしましては、指標欄にお示ししてありますように、延べ参加者数として24年度は2,121名の参加人数となっております。

本事業の取り組みの評価といたしましては、下段の事業状況でございますように、気軽に参加いただけることを主眼として実施しており、参加の機会を楽しみにしているとの声もいただき、順調と考えております。今後の成果向上につきましては、引き続き事業の周知に努め利用を必要とする方々の利用促進が図られるよう努めてまいりたいと考えております。続きまして、268ページをお願いいたします。268ページの施策4、高齢者福祉の推進、基本事業4、生きがい活動の推進からシルバーワークプラザ管理運営事業について御説明いたします。

事務事業の開始背景、根拠並びに改善改革経過、全体計画をあわせて申し上げます。この事業は平成22年度に高齢者が健康で楽しく心豊かに暮らしていくため、またそのマンパワーをまちづくりに活用するため経験と知識を生かした社会的活動を行う場として開設をいたしましたシルバーワークプラザの管理運営を行うものでございます。開設時から指定管理者制度を導入し、多賀城市シルバー人材センターを指定管理者として管理運営を行っており、今年度から平成29年度までを第2期目として指定しております。

対象、意図をごらん願います。本事業は市内在住の60歳以上の方々を対象に、社会的活動を行う場所が提供され、健康で生きがいを持った活動を行っていただけることを目的に行っております。その目的を達成するため、手段でございますように技能講習会、各種教室、就労相談等を開催しております。具体的な活動実績は活動指標欄でございますように、24年度の利用登録者数は1,353人となっており、成果指標といたしましては指標欄にお示ししておりますとおり、F欄技能講習会延べ利用者数は449人、G欄各種教室延べ利用者数は3,618人の参加状況となっております。

本事業の取り組みの評価といたしましては、事業状況でございますように、利用登録者数並びに各種事業の利用者数が着実に伸びており、順調であると考えております。今後の成果向上につきましては、今後ともPRを継続し新規利用者の拡大、利用者相互のコミュニケーションづくりを通じた生きがいづくりに努めてまいりたいと考えております。以上で説明を終わらせていただきます。

○片山保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

それでは、275 ページをお願いいたします。施策 5、障害者・障害児福祉の推進、基本事業の 1、自立支援の推進から障害者自立支援給付事業について説明いたします。

事務事業の開始背景と根拠ですが、障害者・障害児の自立を支援するために障害者自立支援法に基づき福祉サービス費の支給を行っているものでございます。全体計画ですが、平成 18 年 10 月 1 日から障害者自立支援法に基づき実施をしてございます。この障害者自立支援法は制定後頻繁に改正が行われておりまして、平成 24 年度の制度改正によりまして平成 26 年度末までに 3 年間で福祉サービスを受けている方全員に個別の計画相談を作成することとなっております。また、ことしの 4 月からは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法へと法律名が変更しておりまして、対象者の中に難病患者が加わるなどさらなる改正が行われているところでございます。

対象と意図でございますが、この事業は障害者とその保護者の方々を対象としておりまして、介護、訓練などの給付を行うことで個々の能力に応じた生活支援がなされることを狙いとしております。狙いを達成するための手段でございますが、利用希望者から相談申請を受けて必要なサービス費を支給するもので、居宅介護や施設入所支援といった介護給付、就労移行支援などの訓練等給付に係る福祉サービス費を支給しております。また、児童につきましても放課後等デイサービスなどの障害児通所事業支援を行いました。具体の活動実績ですが、対象者としては 2,730 人ございますが、そのうち活動指標欄にございますが、自立支援給付の延べ利用件数は 459 件でございます。また、成果指標でございますが、この自立支援給付を行うことで生活支援につながりますことから、上の活動指標を成果の代替資料としてございまして、同じ 459 件となっております。平成 23 年度と比較して 85 件ほど増加しておりますが、これは療養介護サービスが宮城県から市に移譲されたことなど制度改正によるもののほか、就労支援事業所がふえたことにより利用者が増加したことなどが主な理由でございます。

取り組みの評価でございますが、下段の事業状況でございますように、おおむね順調であると考えてございます。おおむねとしておりますのは、申請に対して必要な給付は行ってございますが、たび重なる煩雑な制度改正によりましてなかなかその事務処理等が増大傾向にあるということがその理由に挙げてございます。

今後の成果向上余地につきましては、平成 26 年度末までに策定が義務づけられました計画相談支援事業が充実することによりまして、一人一人に必要なサービスの給付が可能となりますので、一定の向上を見込むことが可能であると考えてございます。以上、障害者自立支援給付事業についての成果報告でございます。

次に、285 ページをお願いします。施策の 6、社会保障等の充実、基本事業 2、生活保護世帯への自立支援から生活保護適正実施推進事業について説明いたします。この事業の開始背景と根拠につきましては、生活保護の適正な運営や事務の効率化を図るために国の補助事業を利用して事業を行っているものでございます。全体計画でございますが、国の補助、

これはセーフティネット支援対策等補助事業で、国から 10 分の 10 の補助がございますが、これを利用して平成 20 年度から生活相談員を設置し、専門知識を生かした相談やさまざまな制度を利用していただきながら自立できるような、そうした支援を充実させております。平成 22 年度には電子レセプト管理システムの導入、あるいは生活保護システムの改修をして事務の簡素化にも努めております。さらに、平成 23 年度からは就労支援員を配置し、ハローワーク等との連携を図るなどしながら就労支援のさらなる充実を図っているところでございます。

対象と意図でございますが、この事業は生活保護受給世帯を対象に就労による自立を目指しているところでございます。これらの意図を達成するための手段としては、平成 24 年度につきましても全体計画で説明しましたとおりの事業を実施しているところでございます。具体の活動実績ですが、活動指標にございますとおり、生活相談員による面接相談は 335 件、また就労支援員による就労支援は 385 件実施してございます。成果指標は就労により自立した世帯数を掲げておりますが、平成 24 年度は 20 世帯の方が就労により自立、すなわち被保護世帯者ではなくなったということでございます。取り組みの評価につきましては、平成 24 年度は 23 年度と同様就労により自立した世帯数が 20 世帯と同じ実績ですが、既に前期計画期間の目標値であります累計 40 世帯を上回っておりますことから、事業としては順調と考えております。ただし、御本人のそれぞれの意欲の問題であるとか、あるいは世の不況・好況の波にも大いに影響されることがございますことから、おおむね順調というふうに考えてございます。今後も生活相談員による専門知識を生かした面接相談や、就労支援員によるきめの細かい就労支援を行うことで自立支援の充実を図ることが可能となりますので、一定の向上を見込むことが可能であるというふうに考えてございます。以上、生活保護適正実施推進事業についての成果報告でございます。

○阿部管財課長補佐

続きまして、287 ページをお開き願います。施策の 6、社会保障等の充実、基本事業 4、被災者への生活再建支援から被災住宅応急修理事業について御説明いたします。

事務事業の開始背景、根拠でございますが、本事業は東日本大震災により災害救助法の適用認定を受け、被災者の避難状態を解消するため被災した住宅の応急修理を実施したものでございます。全体計画といたしましては、平成 23 年度に着手し、一部を平成 24 年度に繰り越ししましたが、平成 24 年度で完了しております。中段左側の対象、意図の欄をごらんください。本事業は東日本大震災で全壊、大規模半壊または半壊した住宅を居住が可能な状態に復旧するための応急的な修理を実施することにより、被災した方の避難状態を解消するものです。その狙いを達成するために手段にございますように 1 世帯当たりの限度額が 52 万円であるなどの被災者への制度説明、修理業者への修理依頼、修理業者からの完了報告を受けての支払い事務を実施しました。

具体的な活動指標は、活動指標欄のように応急修理完了件数であらわしております。この事業の成果指標といたしましては、成果指標欄に示しているように、応急修理実施率としてお

ります。本事業の取り組みの評価といたしましては、下段の事業状況でございますように、順調であると考えております。その事由として、災害救助費負担金を活用し修理業者に依頼しました全件が完了したことであります。今後の成果向上余地につきましては、成果向上欄に記載したとおり、平成 24 年度で事業が完了いたしました。以上となります。

#### ○阿部生活再建支援室長

次に、289 ページをお開き願います。施策 6、社会保障等の充実、基本事業 4、被災者への生活再建支援から災害援護資金貸付事業、仮設住宅管理運営事業、復興支えあい事業の 3 つについて御説明いたします。

初めに、災害援護資金貸付事業について御説明いたします。事業の開始背景、根拠、及び全体計画でございますが、本事業は東日本大震災において住居や家財に被害を受けたり、世帯主が負傷した場合、一定所得以下の世帯の方に生活の立て直しのため貸し付けを行うもので、債務者現況調査を行い、あわせて災害援護資金貸付システムを導入し返済計画作成事務などの効率化に努めるなど、適正な債務者管理を行っているところでございます。

次に対象、意図欄をごらんください。本事業は東日本大震災により一定の被害を受けた世帯を対象に被災者が生活の立て直しに必要な資金を借りることができることを狙いとして進めております。その狙いを達成するため、手段でございますように東日本大震災における被害の甚大さを踏まえ、国において当該制度における貸付要件の緩和、申し込み期限延長などの特例措置がされており、平成 23 年度に引き続き貸し付けを継続実施しております。具体的な活動実績は、活動指標欄のように平成 24 年度における相談件数が 596 件、貸し付け済み世帯数が 114 世帯となっており、事業開始からの累計貸付済み世帯数は 599 世帯となっております。この事業の成果指標として貸付金額を設定し、指標欄 F にお示ししているように平成 24 年度 1 億 8,731 万円、事業開始からの累計金額 9 億 5,440 万円の貸し付けを実施しております。

本事業の取り組みの評価といたしましては、相談件数、貸付件数は平成 23 年度より減少しておりますが、生活再建に必要な資金を貸し付け、また債務者管理等においても適切な事業運営を行っているものと考え、事業状況でございますようにおおむね順調と考えているところでございます。今後の成果向上余地につきましては、被災時からの時間経過とともに緊急的な貸し付けを必要とする被災者が少なくなってきており、向上余地は小さいですが今後も被災者の生活再建に向けて必要な貸し付けを行ってまいります。なお、この事業は震災復旧事業として主要な施策の成果に関する報告書その 1、震災関連事業概要 115 ページ、21 公債費元金災害援護資金貸付金事業返済分の欄に、市民に貸し付けた災害援護資金のうち返済を受けました権利返済分償還金 122 件、2,131 万 3,466 円の状況を載せてございますので、後ほど御参照願いたいと思います。

次に、290 ページをお開き願いたいと思います。仮設住宅管理運営事業について御説明いたします。事業の開始背景、根拠でございますが、本事業は東日本大震災におきまして応急仮設住宅に入居した被災者に対しまして安否確認と健康管理をテーマとし、居住者の安全



安心に係るさまざまな事業を通じ自立支援を図ることを目的としております。全体計画に記載のとおりでございますが、民間業者に市内 6 地区、373 戸分の応急仮設住宅管理運営業務を委託し、あわせて応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の契約更新事務手続を行っております。

次に、対象、意図欄をごらんください。本事業は応急仮設住宅が適切に維持管理され、仮設住宅入居者が安全安心に生活を過ごすことを狙いとしております。それを達成するために手段にございますように、管理運営業務において応急仮設住宅内コミュニティー支援、安否確認、集会所管理等の業務委託、看護師訪問、健康相談業務において総合病院看護師による週 3 回の巡回訪問、月 2 回の健康相談会実施、共同施設の維持管理につきましては集会所の維持管理、防犯灯・街路灯の設置、駐車場の整備、駐輪場設置等を行っております。具体的な活動実績では活動指標欄に記載しております関係者連絡調整会議、これは仮設住宅 6 地区それぞれに毎月 1 回開催している会議で市が主催し、仮設住宅居住者の自治会自主団体、民生委員、社協復興支えあいセンター、仮設住宅管理運営受託業者、必要に応じて警察、消防の関係者が参加しまして、平成 24 年度は 72 回開催しております。

この事業の成果指標といたしましては、指標欄 F にお示ししているように仮設住宅管理運営に関する満足度調査、これは平成 24 年 9 月に実施した記名密封式のアンケートでございますが、83%の方が満足と回答している数値を用いております。本事業の取り組みの評価といたしましては、下段の事業状況にございますように順調と考えております。その事由として、応急仮設住宅管理運営業務への満足度が 83%を示しており、満足度は得られたものと考えているからでございます。今後の成果向上につきましては、成果向上欄記載のとおり居住者アンケートで不満と回答した方 16%の改善により満足度向上は考えられますが、向上余地は小さいものと考えております。

次に、291 ページをお開き願います。復興支えあい事業について御説明いたします。事業の開始背景、根拠でございますが、本事業は東日本大震災における被災者支援として多賀城市社協復興支えあいセンターを設置し、住民同士のつながり、支え合い、見守り合いの環境づくりの支援活動を展開しているもので、事業対象は被災者全体、プレハブ仮設、民賃みなし仮設、在宅の方々としております。全体計画といたしましては、平成 24 年 7 月に、より被災者に寄り添った活動を展開するため、活動拠点を市役所前の社会福祉センターから市内仮設住宅 3 カ所、山王、城南、多賀城公園に移転しております。また、平成 24 年 12 月からことしの 1 月にかけて被災者現況調査を民間の調査委託会社に委託し、現況やニーズ等の把握を行い、被災者支援の各種業務、健康課の被災者健康支援プロジェクト事業、復興支えあいセンターの生活支援相談事業等に反映しております。

次に、対象、意図欄をごらんください。本事業は東日本大震災の被害を受けた世帯がつながり、支え合い、見守り合うことができることを狙いとしており、その一例としてきずなづくり地域サロンに参加していることを目指しております。それを達成するため、被災者の現況、ニーズ把握に基づきボランティア調整、被災者支援イベント調整、訪問支援活動、地域サロ

ン、見守り活動等を展開しております。具体的な活動指標は活動指標欄のとおり、平成 24 年度における復興支えあいセンター活動 2,821 件、被災者現況調査対象世帯、半壊以上の世帯 6,244 世帯となっております。

この事業の成果指標は指標欄 F にお示ししているとおり、平成 24 年度地域サロン事業参加人数延べ人数 332 人としております。本事業の取り組みの評価といたしましては、下段の事業状況でございますように、おおむね順調と考えております。その事由として、被災者現況調査を踏まえ、被災者の個別訪問を行い、健康確認、支援ニーズを把握し、個別対応 2,804 件を行いました。また、津波被災地域においてきずなづくりのため、地域サロンを 3 カ所、八幡沖公民館、大代老人憩いの家、桜木北集会所で 17 回開催し、延べ 33 名参加があり、今後も同様の事業展開が見込めるものと考えております。今後の成果向上余地につきましては、成果向上欄に記載したとおり被災者現況調査により把握した生活支援相談訪問希望世帯 615 世帯について計画的に相談訪問を展開しております。また、地域サロンについても開催場所を 1 カ所、西部地区の新田地区にふやす予定であることから、一定の向上を見込むことが可能であると考えております。以上で復興支えあい事業の説明を終わらせていただきます。

### ● 政策 3 歴史・文化を継承し豊かな心を育むまち

#### ○武者生涯学習課長

それでは、299 ページをお願いします。ここからは政策 3、歴史・文化を継承し豊かな心を育むまちの政策分野となります。

それでは、301 ページをお開きください。施策 1、学校・家庭・地域の連携による教育力の向上、基本事業の 2、放課後等の安全・安心な居場所づくりから放課後子ども教室推進事業について御説明いたします。事業の開始背景、根拠でございますが、本事業は核家族化の進行や就業形態の多様化に対応し、放課後や夏休みなどの長期休暇中の子供たちの健全育成のため、国の制度を活用して平成 20 年度から事業化したものでございます。全体計画といたしましては、現在開設している多賀城小学校と八幡小学校の 2 校に加え今年度は多賀城東小学校で新たに開設し、実施小学校は 3 校となりますが、将来は市内 6 校全ての小学校で実施する計画でございます。

対象と意図でございますが、本事業は放課後の子供たちに学習やスポーツ、遊びが行える場を設け、地域住民の皆さんや学年の異なる児童などさまざまな年代の人とのかかわりを通して心豊かに育っていくことを狙いとしております。その狙いを達成するため、手段でございますように、地域住民の皆さんの自立的な運営を喚起支援しております。また、あらゆる機会を捉えて事業の PR 活動に取り組んでおり、参加児童とボランティアの随時募集や子ども福祉課所管の留守家庭児童学級とも連携した活動を推進しているところであります。具体的な活動実績は活動指標の欄のように、平成 24 年度は 5,172 人の子供が参加し、180 日開催、33 人のボランティア登録がありました。この事業の成果指標は、指標欄 F にお示ししているように実施小学校数としており、平成 24 年度の段階では 2 つの小学校

で実施しております。本事業の取り組みの評価といたしましては、下段の事業状況にございますように順調と考えております。その理由としては、開催日や受け入れ児童数をふやしてきたことも挙げられますが、今後も実施校の増が見込めることから同様の事業推進が期待できるものと考えております。今後の成果向上余地につきましては、向上余地欄に記載したとおり、地域、学校、行政の3者による協働の取り組みとして機能するために必要な研修や、情報交換を行うことにより大きな向上を見込むことが可能であると考えております。以上、放課後子ども教室推進事業についての成果報告でございます。

○麻生川学校教育課長

次に、310ページをお開きください。施策2、学校教育の充実、基本事業2、教育の質の向上から学力向上パワーアップ事業について御説明いたします。

事業の開始背景、根拠でございますが、本事業は子供たちの学力向上を図るため、県の事業を活用して家庭学習の習慣化と教師の授業力向上を取り組みの柱として、平成23年度から着手したものでございます。右上の全体計画といたしましては、長期休暇に自主的に学習に取り組む力を伸ばす学習支援、多賀城スコーレの実施とその充実、家庭教育の重要性の啓発のための研修会や教職員の実践的な指導力を向上させる研修を企画いたしました。左側の対象、意図の欄をごらんください。本事業は児童・生徒、保護者、教職員を対象に児童・生徒の学力の向上と家庭学習の習慣化を狙いとして進めております。

その狙いを達成するために手段にございますように、長期休暇中に自主学習の力をつけるための支援として多賀城スコーレの開催、その冬版への拡大、家庭学習の手引きの活用、教職員研修や家庭教育の研修会を実施いたしました。具体的な活動実績は活動指標欄のように夏期休業中の多賀城スコーレに610名、冬期休業中の多賀城スコーレに254名の児童・生徒が参加し、また49名が家庭教育講演会に参加しております。この事業の成果指標は、指標Fにお示ししているように全国学力学習状況調査の正答率の全国比100.2%と家庭学習の習慣化の割合48%としております。

本事業の取り組みの評価といたしましては、下段の事業状況にございますように、おおむね順調と考えております。その事由として、これまで夏期休業だけであった多賀城スコーレを冬にも開催し、自主学習を支援する機会を多くの方に提供でき、参加者も増加していることが挙げられます。今後の成果向上余地につきましては、本事業は24年で事業終了であり、以後は自主学習支援事業へ移行することになります。以上、学力向上パワーアップ事業についての成果報告でございます。

次に、316ページをお開きください。基本事業4、教育相談体制の充実からスクールソーシャルワーカー活用事業について御説明いたします。事業の開始背景、根拠でございますが、児童・生徒の問題行動の未然防止には学校と家庭、関係機関が連携して対応することが求められており、県の事業を活用して社会福祉の専門家である社会福祉士や精神保健福祉士の資格を持つスクールソーシャルワーカーを平成21年度から配置し、その推進を図ろうとしたものです。全体計画といたしましては、スクールソーシャルワーカー1名を教育委員会

に配置し、必要なときに直接学校へ派遣しながら教育相談業務を日常的に根づかせようというものです。

中段左側の対象、意図の欄をごらんください。児童・生徒は言うに及ばず、保護者や教職員も対象として相談を受けたり、関係機関の連携をした取り組みをつくったりして、悩みや不安の軽減、解消などを図ることを狙いとして進めております。この狙いを達成するために、中段右の手段にございますように、個別の相談、児童・生徒の環境への働きかけ、関係機関のネットワークの構築、保護者や教職員への支援、情報提供などを実施いたしました。具体的な活動実績は活動指標欄 F 欄のように、前年度を大きく上回る年間延べ 725 名、380 時間の相談を受けております。

失礼しました。先ほど F と言ったのは間違いでした。成果指標が F でございました。申しわけございません。

この事業の成果指標は指標 F にお示ししているように、相談件数とそのうちの改善件数としており、318 件の相談件数のうち 134 件が解決・好転しております。本事業の取り組みの評価といたしましては、下段の事業状況にございますように順調であると考えております。その事由として、スクールソーシャルワーカーの存在が広く認知されただけでなく、その評価も高くなっており、学校自体が相談したり第三者的な機関としての機能にも期待が高まったりしていることが挙げられます。今後の成果向上余地につきましては、成果向上欄に記載したとおり向上余地は中と捉えております。これは就学予定児童なども対象に加えながら、幼児期の状況把握を進め、小 1 ギャップの対処への道が開ける可能性がありますが、一方、ソーシャルワーカー 1 名で対処する限界があり、複数配置についても質の高い人材確保が困難であるという現実があります。

以上でございます。

○武者生涯学習課長

次に、327 ページをお願いします。施策 3、生涯学習の推進、基本事業 4、生涯学習施設の運営から大代地区公民館改修事業について御説明いたします。

事業の背景、根拠でございますが、平成 21 年に策定した大代地区公民館の地域コミュニティ拠点化計画の具現化に向け、施設の機能充実を目指しての改修工事でしたが、震災の影響で当初平成 23 年度工事の予定が設計や工事発注が不可能となったことから、事業の繰り越しを行い平成 24 年度に工事が完了したものでございます。全体計画といたしましては、建築物電気設備の改修と機械工事を行ったものであります。中段左側の対象、意図欄をごらんください。本事業は大代地区公民館を安全、快適に利用していただくことを狙いとして進めております。その狙いを達成するため、手段にございますように管理棟、体育館、外構の工事、コンセント工事、拡声設備の設置、空調設備、換気設備の整備を行ったものでございます。

具体的な活動実績は、活動指標欄のように平成 24 年度に工事及び備品購入を行ったものであります。本事業の取り組みの評価といたしましては、下段の事業状況にございますよう

におおむね順調と考えております。その理由といたしましては、当初計画よりも工期はおくれましたが、施設の整備が完了していることが挙げられます。今後の成果向上余地につきましては、向上余地欄に記載したとおり施工関係者と連絡を密にして対応したことから、余地は小さいと考えております。以上、大代地区公民館改修事業の成果報告でございます。

続きまして 333 ページをごらんください。施策 4、市民スポーツ社会の推進、基本事業 2、社会体育施設等の施設環境の充実から多賀城市社会体育施設等管理運営事業について御説明いたします。事業の開始背景、根拠でございますが、平成 17 年度に指定管理者制度を導入して以来、多賀城市民スポーツクラブを指定管理者として施設の管理及び社会体育事業を推進しているものでございます。全体計画といたしましては、市民がスポーツに親しむ機会を容易に得られる環境の整備のため社会体育施設を整備し、事業を企画運営して施設利用者の拡大を図るものであります。

対象、意図をごらんください。本事業は市民がスポーツ活動を活発に行えるように多様なスポーツ機会提供と施設の充実を図ることを狙いとして進めております。その狙いを達成するため手段でございますように、施設の維持管理や社会体育事業に取り組んでいる指定管理者と連携協力しながら諸事業の推進を図っているところでございます。具体的な活動実績は、活動指標の欄のように開館日数の増と並行して利用者数も増加している状況でございます。本事業の取り組みの評価といたしましては、下段の事業状況でございますように、現段階では順調ではないと考えざるを得ません。その事由としましては、開館日数が震災前の水準に回復していないため、利用者の増にも限界があることが挙げられます。これは、今後回復の見通しがありますので、次年度以降の数値を御確認いただきたいと思います。

今後の成果向上余地につきましては、向上余地欄に記載したとおり、開館人数の震災前並みの回復や事業の再開により余地は大きいと考えております。以上、多賀城市社会体育施設等管理運営事業の成果報告でございます。

続きまして次ページ、334 ページをごらんください。施策 4、市民スポーツ社会の推進、基本事業 2、社会体育施設等の施設環境の充実から総合体育館改修事業について御説明いたします。事業の開始背景、根拠でございますが、総合体育館の施設環境の向上のため、平成 23 年度補正予算でサッシの改修工事を予定していたところですが、震災の影響で設計や工事の発注ができなくなり、事業の繰り越しを行い、平成 24 年度に工事が完了したものでございます。

全体計画といたしましては、中庭及び事務室、遊戯室のサッシ改修に伴う建築物電気設備の改修と機械工事を行ったものであります。対象、意図欄をごらんください。本事業は市民の皆様にご利用を安全快適に利用していただくことを狙いとして進めております。その狙いを達成するため手段でございますように、サッシ周りの外部床タイルの撤去、新設のほか、外壁、内壁のクラック補修等を行ったものでございます。具体的な活動実績は活動指標欄のように平成 24 年度に工事は完了しております。

本事業の取り組みの評価といたしましては、下段の事業状況でございますようにおおむね

順調と考えております。その事由としては、当初計画よりも工期はおくれましたが、施設の整備が完了していることが挙げられます。今後の成果向上余地につきましては、向上余地欄に記載したとおり、施工関係者と連絡を密にして対応してきたことから、余地は小さいと考えております。以上、総合体育館改修事業の成果報告でございます。

○加藤文化財課長

次に 340 ページをお開きください。施策の 5、文化財の保護と活用、基本事業 1、文化財の調査・保存の推進から埋蔵文化財緊急調査事業（復興交付金）について御説明申し上げたいと思いますが、説明に入ります前に、大変申しわけございませんが、資料の訂正をお願いしたいと存じます。訂正箇所は 2 カ所でございます。

1 カ所目ですが、中段の活動指標、成果指標、事業費の推移の表の一番上、対象指標 A 埋蔵文化財包蔵地面積の右側の真ん中にごございます 23 年度の実績が「514」、これはヘクターになりますけれども、記載されておりますが、正しくは「523」でございます。訂正をお願いしたいと思います。繰り返させていただきます。23 年度の実績が「514」となっておりますところを、「523」に訂正をお願いいたします。

次に、2 カ所目でございますが、342 ページをお願いいたします。被災文化財保全等事業でございますが、その中で中段の活動指標、成果指標、事業費の推移の表の一番下、成果指標 G、保全文化財関連展示開催期間入館者数の右側の真ん中にごございます 23 年度の実績が空欄となっておりますが、正しくは「1,078」でございます。これは「人」でございますけれども、「1,078」でございます。訂正をお願いしたいと思います。繰り返させていただきます。成果指標 G 保全文化財関連展示開催期間入館者数の欄、右側の 23 年度の実績が空欄となっておりますところを、「1,078」に御訂正をお願いいたします。大変申しわけございませんでした。

340 ページにお戻りください。それでは、埋蔵文化財緊急調査事業（復興交付金）について御説明を申し上げます。左上の事務事業の開始背景、根拠でございますが、本事業は東日本大震災により大きな被害を受けた住宅等の再建を初め、復旧・復興のための公共事業等に伴う発掘調査を行うため、復興交付金事業を活用し平成 23 年度から着手したものでございます。全体計画といたしましては、平成 27 年度までの 5 カ年で 218 件の発掘調査を見込んでおります。中断左の対象、意図の欄をごらんください。本事業は埋蔵文化財包蔵地を対象に、埋蔵文化財を適切に記録保存していくことを狙いとして進めております。その狙いを達成するため、手段にごございますように平成 24 年度は住宅再建等に伴う発掘調査を 31 件実施しながら、適切な記録保存を行いました。

具体的な活動実績は、活動指標欄のように発掘調査を 31 件実施し、その調査面積は 2,428 平方メートルとなっております。この事業の成果につきましては、成果指標の欄のとおり、記録保存されずに開発等が行われないようにしていくというものでございまして、平成 24 年度はゼロ件となっております。本事業の取り組みの評価といたしましては、事業状況にごございますように復旧・復興に係る全ての発掘調査事業に対応できており、記録保

存に関して十分な成果を得ていることから、おおむね順調と考えております。

今後の成果向上余地につきましては、成果向上欄の記載のとおり、住宅建設会社等の協力を得ながら埋蔵文化財包蔵地の周知徹底を図り、現行成果の維持に努めたいと考えております。以上、埋蔵文化財緊急調査事業（復興交付金）についての成果報告でございます。

次に、342 ページをお開きください。基本事業 3、文化財の普及啓発の推進から被災文化財保全等事業について御説明いたします。事務事業の開始背景、根拠でございますが、本事業は東日本大震災により大きな被害を受けた文化財の保全調査等を行いながら、その成果を市民に還元していくため国の補助制度を活用し、平成 23 年度から着手したものでございます。右の事務事業の改善改革経過にありますとおり、毎年度の国の事業採択を受けながら事業主体である実行委員会と一体となって被災文化財の保全や建造物調査等を行ってきております。

対象、意図欄をごらんください。本事業は被災文化財等を対象に歴史的価値をあきらかにし、それを市民に還元しながら保存継承意識の向上を狙いとして進めております。その狙いを達成するため、こちらにございますように平成 24 年度は海軍工廠に係る歴史的建造物調査や天童家古文書に係る古文書報告書の作成などを行っております。具体的な活動実績は指標欄 C のように 877 点の資料の整理調査を実施しております。

この事業の成果につきましては、成果指標欄のとおり当該資料の成果報告または公開を行っていくというもので、平成 24 年度は 158 点となっております。また、事業費の欄の合計 33 万 2,000 円となっておりますが、昨年の第 2 回定例会、補正予算特別委員会で御説明申し上げましたとおり、本事業は実行委員会から直接業務委託等を行うものが多数ございまして、それを含めた全体事業費では 477 万 6,000 円となっております。本事業の取り組みの評価といたしましては、事業状況にございますとおりほぼ計画どおりに進んでおり、新たな資料の確認が進んでいることから順調と考えております。今後の成果向上余地につきましては、成果向上欄の記載のとおり国の採択事業継続が前提となりますが、対象範囲を広げることで一定の向上を見込むことが可能であると考えております。以上、被災文化財保全等事業についての成果報告でございます。

次のページ、343 ページをお開きください。同じ基本事業 3 から被災文化財（古文書等）保全等事業について御説明いたします。事務事業の開始背景、根拠でございますが、本事業は県との連携のもと、古文書等の被災資料を保全するため東日本大震災により被害を受けた歴史博物館などの再興のため創設された補助制度を活用し、平成 24 年度から着手したものでございます。全体計画といたしましては、平成 28 年度までの 5 力年で被災資料の修復や収蔵環境の整備などを予定しております。対象、意図の欄をごらんください。本事業は古文書等の被災文化財を対象に、その修理やデータ化を行いながら文化財を保存継承していくことを狙いとして進めております。その狙いを達成するため、手段にございますように平成 24 年度は古文書等の修理や整理、データ化などを行っております。具体的な活動実績は活動指標欄のとおり資料 523 点修理し、3,000 点のデータ化を行っております。

この事業の成果指標でございますが、資料の修理等がそのまま被災資料の保全や公開につながるのと認識から記載のとおり活動指標を成果の代替指標としており、523件となっております。本事業の取り組みの評価といたしましては、事業状況でございますように被災資料の修復がほぼ予定どおりに進んでいることから、順調と考えております。今後の成果向上余地につきましては、成果向上欄の記載のとおり展示公開の機会をふやし、文化財の普及啓発を進めることで一定の向上を見込むことが可能であると考えております。以上でございます。

#### ● 政策4 環境を大切にすることを育むまち

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

次に、349ページをお開きください。ここからは政策4、環境を大切にすることを育むまちの政策分野となります。

354ページをお開きください。施策3、資源循環型社会の形成、基本事業2、再資源化の推進からごみ減量分別促進事業について御説明いたします。

まず、上段の事務事業の開始背景、根拠でございますが、本事業は増加傾向にあった家庭ごみや事業系ごみの減量化およびダイオキシンの削減を図り、もってごみ処理経費の削減と生活環境の保全をするため実施したものでございます。事務事業の改善改革経過、全体計画ですが、平成16年度から各家庭にごみの分別冊子を配付しております。また、平成22年度からごみ収集カレンダーの各世帯配付やごみ減量指導員の配置を行っております。中段左側の対象、意図の欄ですが、市民や事業者がごみの分別を理解しみずからリサイクルに取り組むことを目指すものです。そのための手段として、先ほど述べましたように、ごみ収集カレンダーを配付してごみ排出時のマナーの向上を図るとともに、震災対応で中断しておりましたごみ減量指導員による早朝の巡回指導及びごみに関する環境出前講座を復活いたしました。さらに震災で流出、または倒壊したごみ集積所の復旧費用の全額を補助し、復旧に努めてまいりました。

この事業の成果につきましては、まず成果指標F欄の資源化量、資源回収量ですが、6,272トンで前年度に対比較しまして2,348トン増加しております。これは震災後、資源物の回収が一時できなかったのですが、復旧が進み地域における資源物回収活動が再開したことによるものです。また、G欄の可燃ごみ1日1人当たりの排出量も573グラムで前年度より60グラムほど減少してございます。これは被災ごみが家庭ごみとして排出されていたものが一段落したこと及び資源物回収活動の再開による減少によるものと見ております。本事業の取り組みの評価といたしましては、下段の事業状況でございますようにおおむね順調であると考えております。その理由としては、震災後一時的に中断したごみ減量指導の再開によりごみの排出量が削減されたこと及び資源物回収活動の再開によりリサイクルの推進が図られたことによるからです。また、今後の成果向上の余地につきましては、ごみの排出量は減少したとしても、まだ震災前を上回っておりまして、向上余地は中と見ております。今後、地域環境推進員やごみ減量指導員による啓発活動を積極的に実施するほか、ごみ



集積所の収集曜日看板などの改良によりさらに市民に対する啓発活動を行い、ある程度の向上は期待できるものと考えております。

次に 356 ページをお開きください。基本事業 3、適正なごみの排出と処理から災害廃棄物処理事業及び被災家屋解体事業について御説明いたします。まず、災害廃棄物処理事業ですが、上段の事務事業の開始背景、根拠でございますが、本事業は東日本大震災によって発生した大量の災害廃棄物を早急に回収、処分を行い、一日も早い災害からの復旧、そして市民生活の再建を目指して実施したものでございます。事務事業の改善改革経過、全体計画でございますが、震災後、環境省から示された災害廃棄物の処理指針により災害廃棄物を分別し、できるだけリサイクルを進めながら、平成 25 年度までの 3 年間で処理を完了させるように進めてまいりました。平成 23 年度は市内に最大 15 カ所の災害廃棄物の仮置き場を設置し、市内に散乱する災害廃棄物や被災車両の回収をいたしました。

また、被災家屋の解体を進める一方、仙台港において災害廃棄物の中間処理を開始いたしました。平成 24 年度は災害廃棄物の中間処理を引き続き進め、分別した災害廃棄物は再生資材として再利用するよう極力努めました。また、被災車両についても所有者の確認を行いながら処分を進めてまいりました。平成 25 年度は災害廃棄物処理の最終年度として再生資材のリサイクルや仮置き場の復旧を予定しているところでございます。

中段左側の対象、意図の欄ですが、市内に散乱する災害廃棄物を早急に回収処分し、本市の一日も早い復旧・復興を目指すものとして実施したものでございます。そのための手段として、先ほど述べましたように、災害廃棄物や被災車両の回収、そして仮置き場への集積、中間処理による災害廃棄物の分別、再生資材としてのリサイクルに努めたほか、可燃物については県へ焼却を委託いたしました。また、栃木県壬生町や山形県東根市、米沢市などの協力を得て、災害廃棄物の広域処理による焼却や埋め立ても進めてまいりました。こうして処分した災害廃棄物の総量は中段の対象指標 A 欄にございますように、34 万 3,437 トンと本市の一般家庭ごみの年間排出量の 25 年にも及ぶ膨大な量でございました。

この事業の成果につきましては、成果指標 F 欄の災害廃棄物処理処分割合の欄ですが、93% となっております。なお、先ほど資料 8 の多賀城市震災復興計画進捗状況報告書の中で災害廃棄物処理事業の処分事業において、廃棄物の総量を 34 万 3,000 トン及び進捗率を 94% としておりますが、こちらの主要な施策の成果に関する報告書では廃棄物の総量を端数まで表示しておるものですから、分母がわずかに大きくなったために 93% の処理率となっておりますので、御理解いただきたいと思います。

本事業の取り組みの評価といたしましては、下段の事業状況にございますように、順調であると考えております。その理由としては、平成 24 年度中には県内でもいち早く災害廃棄物の大部分の処分が終わり、平成 25 年度までに予定どおり事業を完了できる見込みであるからです。また、今後の成果向上余地につきましては、平成 25 年度までに事業が完了予定であることから、向上余地は少ないものと考えております。

次に 357 ページをお開きください。被災家屋解体事業について御説明いたします。上段の

事務事業の開始背景、根拠でございますが、本事業は東日本大震災及びそれに伴う大津波の発生により多くの家屋が倒壊、損壊または流出、浸水被害の被害を受けました。これらの被災家屋のうち、倒壊の恐れのある家屋については余震等による 2 次災害の危険があることから、早急に撤去する必要があると見なし、災害廃棄物と見なして解体撤去を実施いたしました。事務事業の改善改革経過、全体計画ですが、環境省から平成 23 年度中に事業完了するように計画を示される中で解体を進めてまいりましたが、大型の建築物を中心に平成 23 年度までに完了できなかったために、24 年度も引き続き解体を実施いたしました。中段左側の対象、意図の欄ですが、倒壊等の恐れのある危険な家屋を早急に解体し、安全な市民生活を確保するとともに、一日も早い本市の復旧・復興を目指すものでございます。そのための手段として、先ほど述べましたように、危険な家屋の解体を実施し、平成 24 年度は 23 年度中に完了できなかった大型建築物を中心に引き続き解体を実施し、完了いたしました。結果、中段の活動指標 C 欄にございますように、1,518 件の解体を実施して完了しております。なお、内訳でございますが、解体受付件数 1,518 件のうち家屋等が 1,131 件ですが、1 件の申請で複数の解体もございましたので棟数に直しますと 1,857 棟の解体となっております。また、ブロック塀については 387 件でございます。なお、解体した家屋は震災による被災家屋全体で 1 万 1,557 棟あるわけでございますが、16.1%に当たります。

この事業の成果につきましては、まず成果指標 F 欄の被災家屋の解体率において 100%となっております。本事業の取り組みの評価といたしましては、下段の事業状況にございますように、順調であると考えております。その理由としては、平成 24 年度までに申請を受けた被災家屋の解体を完了しているからでございます。なお、今後の成果向上余地につきましては、平成 24 年度で事業完了しておりますので向上余地についてはございません。以上でございます。

○根本委員長

ここで、10 分間の休憩を行います。再開は 3 時 35 分といたします。

午後 3 時 24 分 休憩

---

午後 3 時 34 分 開議

○根本委員長

それでは、再開いたします。

文化財課長より発言が求められておりますので、発言を許します。

○加藤文化財課長

申しわけございません。先ほど、私の説明の冒頭で資料の訂正をお願いしたわけですが、すけれども、その訂正の箇所の隣のところにもちょっと間違いがありましたので、改めて追記のほうをお願いしたいと思います。ページ数は 342 ページになります。342 ページ、被災文化財保全等事業の活動指標、成果指標、事業費の推移の成果指標 G 保

全文化財関連展示開催期間入館者数の欄の平成 23 年度実績のところに 1,078 と先ほどお願いしたわけですが、その右隣の平成 24 年度実績のところ为空欄になっております。こちらの方にもゼロのほうを御記入をお願いしたいと思います。改めて、大変申しわけございませんでした。ありがとうございました。

● 政策 5 集い つながり 活気あふれるまち

○根本委員長

順次、説明を求めます。

○浦山農政課長

358 ページをお願いいたします。ここからは政策 5、集い つながり 活気あふれるまちの政策分野でございます。

360 ページをお開きください。施策 1、農業の振興、基本事業 2、生産性が高い農業経営の確立から地域農業経営再開復興支援事業について御説明いたします。

事業の開始背景、根拠でございますが、本事業は地域農業の早期復興を目指すため、経営再開マスタープランを作成するものでございます。また、農林水産省の被災地域農地集積交付金事業を活用し中心経営体に農地を集積していく事業でございます。全体計画といたしましては、本年 2 月に経営再開マスタープランを作成し、中心経営体への農地集積を図りました。対象、意図でございますが、本事業は高齢や担い手不足のため営農規模を縮小したい農家に働きかけ、中心経営体に農地を集積することで農作業の効率化、コストの削減を図り、経営規模が拡大する農家がふえることを目指したものでございます。

手段の経営再開マスタープラン作成につきましては、マスタープラン検討会議を設け、各関係機関で話し合い作成されたものでございます。具体的な活動実績は、活動指標にございまして、利用権を設定し農地集積を図ったものでございます。この事業の成果指標といたしましては、指標欄 F にお示ししているように、全体の 15%を集積することができました。本事業の取り組みの評価といたしましては、おおむね順調であるとしたものでございまして、予定どおりに作成でき、中心経営体に農地を集積しているものであります。

今後の成果向上余地につきましては大としておりますが、これは本事業において経営再開マスタープランの周知徹底を図ることで関係農家への理解を深め、中心経営体へのさらなる農地集積を促進し、成果を向上させることができるものと考えております。

361 ページをお願いいたします。多賀城市農業復興計画策定事業について御説明いたします。事業の開始背景、根拠でございますが、本事業は平成 22 年度から農家自立経営スタートアップ事業として圃場整備事業の検討を開始し、平成 24 年度においては多賀城市農業復興計画策定事業として圃場整備事業に向けた農業農村活性化ビジョンなどの基本構想、計画の作成に組み、東日本大震災の発生に伴い農業の復興を図るべく大区域圃場整備事業を中心とした農業復興を促進していくものでございます。

全体計画といたしましては、多賀城市農業復興委員会における多賀城市農村活性化ビジョンと多賀城市農業復興プランの策定を支援し、本年 3 月に作成されました。なお、25 年度

におきましては圃場整備事業の実施期間に移行することから、名称を大区画圃場整備推進事業として継承し、大区画圃場整備事業の中心組織として設立された多賀城市圃場整備推進委員会を中心に農家との協働のもとに農地の大区画化、農道及び用排水路等を整備し、担い手を育成の上、農地集積により経営規模の拡大を推進し、農業生産及び農業所得の向上を図ります。

対象、意図でございますが、本事業は大区画圃場整備対象者である農業振興地域内農業者を対象として、将来目指すべき本市農業の姿を構想としてまとめた多賀城市農村活性化ビジョンと、これを一歩進めた概要計画である多賀城市農業復興プランがより多くの農業者の合意を得て策定されている状況を目指したものでございます。この農家参画による農村活性化ビジョン及び農業復興プランの策定につきましては、手段にございますように、農業復興委員会を中心に農家の皆さんの同意や考えに基づき策定されたものでございますので、話し合いの場を多く設けるため会議、地区説明会等を中心とした業務に取り組んだところでございます。具体的な活動実績は、活動指標にございますとおり、地区説明会の開催から始まり各地区の選出された部会員から構成される専門部会を設置し、現状の把握から始まり本市農業の課題などを整理の上、将来目指すべき本市農業の姿を構想としてとりまとめ、執行部の協議を経て作成されたところでございます。

この事業の成果指標といたしましては、指標欄 F にお示ししているように、構想、計画 2 件の作成となっております。平成 25 年 3 月に多賀城市農村活性化ビジョン及び多賀城市農業復興プランを策定し、市長に答申したものでございます。本事業の取り組みの評価といたしましては、順調であるとしたものでございまして、予定どおりに策定でき、市の認定を受けたもので、計画どおり進捗したものと考えております。今後の成果向上余地につきましては中としておりますが、これは本事業が構想や計画の段階から一歩進み、今後は事業実施に向けて基本計画の設計など具体的な業務になりますので、市としましては積極的に支援をしていきますが、引き続き農家の皆さんによる合意のもと、事業として成り立つものですからこのような向上の余地としているところでございます。以上です。

○鈴木商工観光課長

次に、371 ページをお開きください。施策 2、商工業の振興、基本事業 2、企業の経営支援から被災事業者再建支援事業について御説明いたします。

事業の開始背景、根拠でございますが、本事業は本市独自の支援事業として市内で被災した事業所の復旧・復興を図るために、平成 23 年 11 月から開始しているものでございます。全体計画といたしましては、平成 25 年度をもって当支援事業を終了する予定としております。

中段、対象、意図の欄をごらんください。本事業は市内で被災した事業者を対象に、その事業者が市内において再建していくことを狙いとして進めております。その狙いを達成するため、手段にございますように震災で被災した施設や設備等を再開するために要した経費の 10 分の 1 の額、10 万円を上限として被災事業者に対し補助金を交付しております。平

成 24 年度においては 44 件の申請があり、418 万円の補助金を交付いたしました。この事業の成果については、成果指標欄のとおり、平成 24 年度までの補助金交付金額の累計が 2,090 万円で、その交付件数は 217 件となっております。

本事業の取り組みの評価といたしましては、下段の事業状況でございますように、順調であると判断しております。その事由としては、事業創設当初に想定した件数よりも実際に少ない申請件数となっておりますが、これは既にその他の支援制度の国県などの補助金を活用して復旧されている事業者も多く、被災事業者が事業を再開していくことを目的とした事業であることから、順調であるといえます。今後の成果向上余地につきましては、事業実施から 2 年を経過しようとしておりますが、この事業を活用する被災事業者がまだ潜在していることを予測し、今後もさらに市の広報誌やホームページ、多賀城・七ヶ浜商工会との連携により周知に努めていくことで向上させることができると考えております。以上が被災事業者再建支援事業の成果報告でございます。

○鈴木震災復興推進局長

次に、374 ページをお開きください。同じく施策 2、商工業の振興から被災地復興モデル創出事業について御説明申し上げます。

事務事業の背景、根拠でございますけれども、本市の復興計画では被災市民の働き場の確保と産業の再興を課題として位置づけをしております。そうした中、特別史跡用地に草花を植栽し景観を向上させる取り組みがスタートし、事業が安定化してきたことから次なるステップとして、ここで育った草花等や多賀城産の農産物を活用した特産品を検討する動きが出てまいりました。被災地多賀城の資源を最大限に活用し、雇用機会の確保と特産品等の地産地消を促し、6 次産業化の促進や多賀城発信の復興モデルの創出が求められているところでございました。

右の全体計画をごらんください。これらの取り組みを総務省が行っている緑の分権改革調査事業、被災地復興モデル実証調査に位置づけできないかと前年度から調整を図っていたところ、年度末におきまして総務省と委託契約を締結する運びになり、平成 24 年度において農家等のヒアリングを経て、平成 25 年 2 月に事業を完了いたしております。中段左側の対象、意図の欄をごらんください。本事業は対象を市内全域とし、主に雇用弱者と言われる高齢者、障害者、市外で産業を営むものを対象とし、意図としては地産地消のモデルが構築され、この事業を通じて高齢者、障害者が安心して働くことを狙いとしております。

その狙いを達成するために、中段右の手段でございますけれども、政庁跡地を活用して新たに栽培するハーブ等を資源として特産品の研究開発、試作化を図り、加工販売体制確立に向けた市場調査を行うための業務を委託いたしました。また、研究開発を行うにあたっては有識者等に対するヒアリングを行うとともに、障害者等の働きやすい業態とその就業環境を実証確認を行いました。この事業の成果としては、成果指標 F 欄に記載してございますが、季節ごとの旬な農産物を原材料とした特産品の商品化数として 22 点、G 欄に就業した高齢者、障害者数として 30 人となっております。

これまでの取り組みの評価については、まず事業の状況としては計画どおりの成果が出たのでおおむね順調であったといえます。また、成果向上については、今後の向上の余地は中と評価しております。今後は取り組みモデルを持続化させるために販売体制の強化と市民への認知度を向上させるとともに、市内農家と民間企業等の間で連携を期待するものでございます。以上、被災地復興モデル創出事業についての成果報告でございます。

次のページ、375 ページをお開き願います。同じく施策 2、商工業の振興から多賀城市津波復興拠点整備基礎調査検討事業について御説明申し上げます。開始の背景、根拠でございますけれども、東日本大震災の影響により本市の基幹産業が損なわれ、新たな基幹産業、製造業の拠点を形成する必要が高まっています。また、東日本大震災における被害や経験を踏まえ、将来にわたって同規模の災害が発生した場合に対応できるよう、減災機能を備える拠点市街地の整備が必要になってきています。

右の全体計画といたしましては、津波復興拠点整備計画を作成し、あわせて都市計画の区域区分、編入検討資料の作成や企業のニーズなどを調査、コーディネートすることにしてございます。中断左側の対象、意図の欄をごらんください。本事業は対象を八幡字一本柳地区及びその地権者を対象とし、意図としては当該区域において 1 団地の津波防災拠点市街地形成施設の都市計画決定が行われていることとしています。その意図を達成するために、中段の手段にございますように、津波復興拠点整備計画の作成や調査設計を行いました。また、農業振興地域の除外や 1 団地の津波防災拠点市街地形成施設の都市計画決定に必要な関係機関との協議、企業を立地させるための意向調査、コーディネートを行いました。

この業務の成果については、成果指標 F 欄にありますように、都市計画決定までには至っておりません。復興庁や国土交通省、宮城県、仙台市、東北電力、JR 東日本株式会社等関係機関との協議や地権者、立地企業との調整に時間を要したことから、平成 25 年度に繰り越しをしております。これまでの取り組みの評価については、まず事業の状況としては繰り越しをしているものの、おおむね順調であったといえます。成果向上については、今後の向上の余地は小と評価してございます。都市計画決定に関して指導監督をする宮城県の意向や考えに沿う必要があるため、これ以上の余地がないというふうに判断しているところでございます。以上、多賀城市津波復興拠点整備基礎調査検討事業についての成果報告でございます。

○鈴木商工観光課長

次に、377 ページをお開きください。施策 3、企業誘致の推進、基本事業 2、企業進出の促進から震災復興企業立地支援事業について御説明いたします。

事業の開始背景、根拠でございますが、本事業は県の総合計画である宮城県将来ビジョンにおいて県内総生産 10 兆円の達成を最重要政策として掲げ、その実現に向けてものづくり産業の集積を目指し、企業立地や投資の促進、雇用の創出を目的として実施している事業でございます。また、震災により被害を受けた企業が一日も早く元気を取り戻し、新たに活力あふれるよう地元経済の復興、そして地域社会の発展のために支援を行っているものでござ

ざいます。

全体の計画といたしましては、1 つ目は年 2 回開催される企業立地セミナーに参加し、企業に対して本市への誘致の PR を行います。2 つ目は被災企業支援、被災企業の現地復興を早期に実現できるよう本社訪問等を行いながら被災企業における現状、課題の解決などきめ細やかな支援に取り組みます。3 つ目は、各種支援制度の事業採択に向けた支援として、国による中小企業等への支援が被災企業に活用できるよう、地元国会議員を初め関係省庁、内閣府に対し要望活動を行います。4 つ目は、宮城復興パーク事業の利用促進を図るため、当パーク内に被災企業の入居、そして新たな産業の創出拠点として入居あっせんを初めとした支援に取り組みます。

中段、対象、意図の欄をごらんください。本事業は新規立地企業を対象とし、市内に新規企業が立地していくことを目指します。その狙いを達成するために、手段にございますように、平成 24 年度の取り組みとして宮城県企業立地セミナーとして名古屋会場及び東京会場に参加しました。参加企業は名古屋会場が 197 社、東京会場が 159 社でした。被災企業支援として被災企業の現地復興を早期に実現できるよう被災企業 3 社へ訪問し、課題の解決などきめ細やかな支援に取り組みました。宮城復興パーク内の利用促進を図るため、企業が集まるシンポジウム等に参加し、当パーク事業の紹介を行いました。国や県の各種支援制度が採択なるよう、事業者への周知、助言等に努めました。

この事業の成果については成果指標の欄のとおり、新たな企業 4 社が市内に立地しております。本事業の取り組みの評価といたしましては、下段の事業状況にございますように、本市の既存工場地帯において大規模な空き地が賃貸されており、誘致できる土地が少なく、順調とは言えませんが、既存企業の復旧、再興の状況を見ると国や県の各種支援制度の周知助言等に努めた結果、採択に至ることができたことから順調と判断しております。今後の成果向上余地につきましては、成果向上欄に記載しているとおり、向上余地は中でございます。先ほど申し上げたとおり、本市の既存工場地帯において大規模な空き地が賃貸されているなど、誘致できる土地が少ないことから向上余地は小さいのですが、既存企業の復旧、再興を考えた場合、国や県の復旧や設備投資に対する補助金を活用していくことが可能であると考えております。以上が震災復興企業立地支援事業の成果報告でございます。

次のページをごらんください。同じく、施策 3、企業誘致の推進、基本事業 2、企業進出の促進から企業支援、新規企業立地支援家賃補助事業について御説明いたします。事業背景、根拠でございますが、本事業は本市独自の支援事業であり、震災により既存工場地帯が壊滅的な被害を受け、撤退、廃業する企業が見受けられる中、産業復興や雇用機会の確保のため、そして新たな企業や企業誘致が不可欠のために平成 24 年度にこの補助事業を創設しております。

全体計画といたしましては、平成 26 年度まで当事業の減災事業集積促進に係る入居費用負担補助金制度を継続する予定であります。中段、対象意図の欄をごらんください。本事業は宮城復興パークにおいて減災事業を実施する個人または法人を対象に、その減災事業の

集積が図られていることを狙いとして進めております。この狙いを達成するため、手段にございますように平成 24 年 7 月に減災事業集積促進に係る入居費用負担補助金交付要綱を制定し、当復興パークの入居者に係る費用負担の一部を補助しております。この補助金につきましては、家賃の月額 10 万円を上限に年額 120 万円を限度に助成するもので、平成 24 年度においては 6 件の交付件数に対し 569 万 9,965 円の補助金を交付いたしました。この事業の成果については、成果指標の欄のとおり、平成 24 年度に減災事業実施事業者 6 社に補助金を交付しました。本事業の取り組みの評価といたしましては、下段の事業状況にございますように、新たに入居した事業者や拡張する事業者が減災事業に取り組んでおり、順調であると考えております。今後の成果向上余地につきましては、減災事業に取り組む事業社のマッチングを図り、連携することにより新たな減災事業が生まれる可能性があることから、向上余地は大であると判断しております。以上が企業支援新規企業立地支援家賃補助事業の成果報告でございます。

#### ● 政策 6 心がかよう地域の絆を育むまち

○小野地域コミュニティ課長

それでは、382 ページをお願い申し上げます。ここからは政策 6、心がかよう地域の絆を育むまちの政策分野でございます。

初めに、385 ページをお開きいただきたいと存じます。この事業、施策 1、地域コミュニティの充実、基本事業 2、自治会・町内会への支援から被災自治会・町内会再生事業について説明を申し上げたいと思います。

事務事業の開始背景、根拠でございますが、東日本大震災によって深刻な被害をこうむった地区におきましては、当時転出転居する住民の方々が多く、あるいはみずからの生活再建に多くの労力を払うことを余儀なくされたために震災以前のような自治活動を行える状況ではございませんでした。被災地区の復興のためには地域住民の皆さんのつながりを維持することが重要で、そのためには自治活動の再生支援を行う必要があったというわけでございます。そこで、平成 24 年 1 月に総務省が制度化した復興支援員制度とというものがあったわけでございますが、それを活用して被災地域を日々支援する地域支援員事業を実施することとしたものでございます。

その隣の全体計画でございますが、平成 24 年 8 月 1 日から地域支援員 2 名を採用いたしまして、本市の中でも特に被害の大きかった桜木地区を対象として地域課題の日常調査を実施しながら、地域とのかかわりを深めてまいりました。平成 25 年度においても平成 24 年度同様に桜木地区を対象といたしまして地域支援員が毎日現場に出向き、地域課題の調査とその課題解決のための自治活動の促しを行っている状況でございます。

次に対象と意図でございますが、これは深刻な被害をこうむった地区の自治活動の再生でございます。これらを達成する手段といたしまして、右側に移りましてこのような取り組みを行っているわけでございますが、地域支援員は地域に密着した日々の活動によりまして地域住民との信用と信頼関係を構築し、話し合いの場づくりの支援や市と住民、あるいは外



部支援団体と地域の方々をつなぐことでネットワークを構築し、例えば健康づくりだったり、あるいは防災訓練だったり、そういった地区の行事をより効果的に実施することができるように支援をしているものでございます。なお、その地域支援員がよりの確にその業務を遂行できるように専門的見地からの助言や指導を得るべく、復興まちづくり推進協議会に地域支援員の活動支援業務を委託してございます。

この事業の成果でございますが、成果指標欄のとおり、桜木 4 区の自治活動が震災以前の様子を取り戻しつつございます。また、G の欄ですけれども、地域支援員を活用した市の事業数が 1 となっておりますが、これは地域住民と地域支援員、さらに市がともに実施いたしました震災振り返り事業でございます。平成 24 年 10 月から 11 月にかけて実施し、桜木地区で全 5 回、延べ 83 名の参加者を得ているところでございます。このようなことからこの事業の評価といたしましては、下段に記載のとおりおおむね順調であると考えてございます。

今後の成果向上余地でございますが、成果向上欄に記載したとおり地域支援員がこれまでに把握した地域課題の解決のための事業を個別に、今度は事業化をして実施することによって地域自治活動がなお前進するのではないかと考えてございます。また、この事業は先ほども申し上げましたが、総務省の復興支援員制度を活用していることから、最大で 5 年間この事業に係る経費につきましては震災復興特別交付税で措置されることとなっております。

次に、右側のページの 386 ページ、地区集会所整備補助事業について説明を申し上げます。事務事業の開始背景、根拠でございますが、地区集会所はコミュニティ活動の拠点であるとともに、災害時に一時避難所など地域の防災拠点となっております。市ではコミュニティ活動の推進はもとより、地域防災力を一層強化するためにこれまでも集会所の建設や修繕に関する財政支援を実施してまいりましたが、耐震改修に対する補助内容の見直しの要望を受けまして、実は平成 22 年度から 10 年間の時限措置で補助率と補助額を拡大してございます。また、今般東日本大震災で被害を受けた地区集会所、これは 15 カ所ほどございますが、こちらについての復旧経費については全額補助することとしております。

次に対象と意図でございますが、地区集会所が自治会・町内会活動の拠点として整備され、安全で便利に使える状態を目指しているものでございます。この状態を達成するための手段でございますが、平成 24 年度におきましては伝上山集会所を初めほか 5 カ所、全部で 6 カ所の施設改修に要する経費を助成したところでございまして、また、あわせて被災によって滅失した八幡下二集会所を再建するための用地を取得したところでございます。ちなみに、八幡下二集会所の建設は平成 25 年度、今年度に行うこととされておりまして、その経費については今年度予算で補助をさせていただくことにしております。

この補助事業の成果でございますが、成果指標欄をごらんいただきたいと存じますが、ただいま申し上げたとおり、平成 24 年度は合計 6 カ所の集会所の改修を行っております。これにより、老朽化対策はもとより耐震補強も進みまして、活動拠点が確保されるとともに集

会所の利便性が向上していると考えてございます。よって、評価といたしましては、下段記載のとおり順調と考えてございます。今後の成果向上余地につきましても、私どもよりの確で効果的な集会所の維持管理に資するべく、町内会の皆さんと相談しながら、あるいは御支援申し上げながら将来を見据えた施設の改修計画等を促進することができるものと考えておりますので、これにより一定の向上を見込むことが可能と考えてございます。

政策 6 の 3 点目でございますが、次の 387 ページをお願いしたいと思います。こちらは基本事業がわかりまして、地域経営の基盤構築という事業から住民自治基盤形成プロジェクト事業について説明を申し上げます。まず、この事業の背景でございますが、個別化、多様化してきた地域課題を住民の皆さんがみずから考えて意思決定をして、さらに行動することができる地域主体の自治システムの確立を目指して事業を行うこととしたものでございます。

全体計画でございますが、この事業は平成 21 年度に開始したわけでございますけれども、平成 21 年度並びに平成 22 年度におきましては市内を西部と中央、東部、そして特に東部地区からは大代 5 区を抽出して、これにより市内を 4 つのブロックに分けて地域づくりの前提となる住民の皆さん相互の話し合いの仕方、学びあいの重要性などを狙いとした話し合いの文化の定着ということに重点を置いて努めてまいりました。

平成 23 年度からはそれまで 2 年間の実績を踏まえまして、さらにその取り組みを全市的に展開しようというふうなことを考えてございましたが、震災の影響によりまして一時的にそれらがかなわなくなったことにより、まずは既に広域的な自治活動を行っている大代地区をモデル地区としてその自治力の強化を図っていくことで、全市的にこれを広める取り組みへと転換をしたものでございます。

次に対象と意図でございますが、地域経営の基盤となる新たな自治のあり方について、自治会・町内会がそれらを共有し話し合いによる意思決定や地域における課題とか問題の解決行動が実践されている状態を目指そうというものでございます。その狙いを達成するための手段といたしまして、右側のところに移りますと、平成 23 年度に引き続き大代 5 町内会を対象にして地域自治機能の強化に取り組んできたわけでございますが、特に平成 24 年度におきましてはその大代 5 区全体が東日本大震災を乗り越えて意思決定力、課題解決力、そして自立経営力、そういったものの向上が図られるように計 13 回にわたる住民相互の学習会や先進地の視察研修などの実施を通じて人材育成事業に力を入れて取り組んできたところでございます。

なお、この人材育成事業については専門的知見の注入をすべく、外部講師を招聘し実施したところでございまして、その経費につきましては東日本大震災復興交付金が充てられてございます。そして、この取り組みの評価でございますが、これまでの 13 回にわたる、例えばそういう学びの成果を実践活動として大代地区の皆さんは、例えば公民館リニューアルイベントの企画実践にそれを生かしたり、あるいはその先進地視察で学んできた大崎市でのその取り組みなんですが、若者を巻き込んだ活動会議の学習の成果を自分たちの学習会

で生かしたりと、今後大代地区が自治組織として活動を将来にわたって続けていくための  
力づけができたものと考えてございます。したがって、その評価はおおむね順調である  
と考えてございます。

成果の向上余地につきましては、この大代 5 自治会の成長がほかの地区のモデルとしてよ  
い影響を与えることが見込めることから、当初のもくろみどおり市全体に住民自治システ  
ムの新たな形を普及させるといった一定の向上を見込むことが可能と考えてございます。  
以上で政策 6 について主な事業の成果報告でございます。

#### ● 政策 7 理解と信頼で進める自律したまち

○今野選挙管理委員会事務局長

それでは、394 ページをお願いいたします。ここからは政策 7、理解と信頼で進める自律  
したまちの政策分野でございます。

初めに、397 ページをお開きください。施策 1、適正な事務の執行とサービスの提供、基  
本事業 3、適正な選挙事務から衆議院選挙事業について御説明申し上げます。

事務事業の背景でございますが、本事業は衆議院議員の 4 年の任期満了もしくは解散に伴  
う選挙事業でございます。次に事務事業の経過といたしましては、平成 24 年 11 月 16 日  
に衆議院解散に伴い、同年 12 月 16 日に総選挙が執行されました。対象、意図でございま  
すが、本事業は有権者である市民と選挙に従事する職員を対象として、安心して投票できる  
環境と投票・開票事務においてミス、トラブルのない正確かつ円滑で迅速な選挙事務の執行  
を狙いとしております。そのために、手段として投票・開票事務に必要な人員の配置並びに  
各種機材を手配し、ミスもトラブルもなく円滑に選挙が実行されました。また、具体的  
な活動実績は……。大変申しわけありません。また、市ホームページにより選挙当日の選挙の  
投票と開票の状況を随時速報いたしました。

具体的な活動実績は活動指標欄のように人的ミスを防止するため、選挙事務従事者への説  
明会を 3 回開催しております。また、開票時の速報を市ホームページで 6 回更新してあり  
ます。小選挙区である宮城県第 4 区の本市の投票率でございますが、56.81%と前回の平  
成 21 年 8 月より 11.82 ポイントも低下しております。この事業の成果指標といたしま  
しては、選挙時の投票・開票において機材の稼働おくれがありました。ミスやトラブルの  
発生はありませんでした。また、宮城第 4 区の開票時間は前回より約 30 分短縮した 1 時  
間 47 分ございました。

本事業の取り組みの評価といたしましては、下の段の事業状況でございますように、正確か  
つ円滑に選挙が執行されましたので、順調であると考えております。ただ、投票率に関し  
ては全国的な傾向であります。前回より低下いたしました。今後の成果向上の余地につま  
ましては、成果向上の欄に記載したとおり、選挙事務は正確かつ迅速な処理が求められるこ  
とから、今後も人的ミスを防ぎ、迅速処理のため選挙事務従事者への説明や機器導入につ  
いて検討してまいります。以上、衆議院議員選挙事業についての成果報告でございます。

○菊田市民課長

次に、400 ページをお開きください。施策 1、適正な事務の執行とサービスの提供、基本事業と保有情報の適正な管理から自動交付機管理事業について御説明いたします。

左側の事務事業の背景でございますが、より高い市民サービスの提供と窓口事務の省力化を目的として平成 8 年 4 月から自動交付機を設置しております。その右側の事務事業の改善改革経過、全体計画でございますが、平成 16 年度は 12 月から戸籍の全部、あるいは一部事項証明書を取り扱いました。平成 20 年度は 1 月に地区公民館の土日の利用時間を延長しました。平成 23 年度は震災で大代地区公民館設置の自動交付機が水没し、稼働停止しました。平成 24 年度は市民会館設置の自動交付機を大代地区公民館に移設しました。また、7 月の住基法改正に伴うシステム改修を実施しました。

中段左側の対象、意図の欄をごらんください。対象は各種証明書を必要とする市民であり、意図は証明書を必要とする市民が市役所に来なくても、また市役所窓口が閉まっている時間帯でも住民票の写し等を受け取ることができ、窓口の待ち時間が緩和します。その狙いを達成するため、中段右側の手段でございますように、市内公共施設に自動交付機を設置し、住民票等の写しを交付しました。設置箇所の利用時間は記載のとおりでございます。

また、自動交付機利用希望者には市民カードを交付しました。具体的には活動指標、成果指標、事業費の推移の欄のとおりでございます。本事業の取り組みの評価としましては、下段の事業状況にありますように、おおむね順調であると考えております。成果向上につきましては、カードの利便性について周知しており、今後市民の利便性の向上を図るため、コンビニ交付についても検討してまいります。以上、自動交付機管理事業についての成果でございます。

○阿部管財課長補佐

続きまして、405 ページをお開き願います。施策 3、効果的・効率的な行財政経営の推進、基本事業 3、市有財産の管理活用から地域環境保全対策事業について御説明いたします。事務事業の開始背景、根拠でございますが、本事業は国の環境問題対策の一環として創設された地域グリーンニューディール基金を活用して実施したものでございます。全体計画といたしましては、平成 24 年度から 27 年度までの 4 力年のうち、平成 24 年度では山王地区公民館、大代地区公民館、総合体育館に太陽光発電設備と蓄電池の設置工事を実施しております。平成 25 年度以降の予定は記載のとおりとなっております。

中段左側の対象、意図の欄をごらんください。本事業は市有建築物を対象に電力消費量及び二酸化炭素排出量が削減されることにより、経費の削減と環境問題への保全意識の高揚が図られることを狙いとしております。その狙いを達成するため、手段でございますように設計業務太陽光発電設備と蓄電池の設置工事を実施しまして、平成 25 年 3 月から発電を開始しました。また、広報誌により啓発活動を実施いたしました。具体的な活動実績は活動指標欄のように、設計及び工事の実施、広報誌による啓発活動を実施しております。この事業の成果指標といたしましては、成果指標欄に示しているように、電力消費量及び二酸化炭素排出の削減量としております。

本事業の取り組みの評価といたしましては、下段の事業状況でございますように順調であると考えております。その事由として、宮城県地域環境保全特別基金を活用し、計画のとおり設置し、運用を開始したことであります。今後の成果向上余地につきましては、成果向上欄に記載したとおり、設置できるスペースに限りがあるため向上余地は少ないものと考えております。以上が地域環境保全対策事業の成果報告となります。

○鈴木震災復興推進局長

それでは、最後に 409 ページをお開きください。最終ページになります。

同じく施策 3、効果的・効率的な行財政経営の推進から復興まちづくり調査検討事業について御説明申し上げます。

事務事業の開始背景、根拠でございますけれども、東日本大震災からの復興に向けて復興特別区域法において復興交付金事業計画制度、復興推進計画制度、復興整備計画制度等が創設されました。市の復興計画に定める復興事業を具現化するためにはこれらの制度の積極的な活用が不可欠となっております。右側の全体計画といたしましては、平成 23 年度から復興計画を策定したわけですけれども、それに基づく復興交付金計画を策定し、その時々にあわせて計画書を作成し提出をしているという状況でございます。

中段の左側の対象、意図の欄をごらんください。本事業は本市の震災復興計画に掲げる復興基本事業を対象とし、意図としては復興計画に掲げる復興基本計画を具現化するための復興まちづくり事業が具現化されていることを狙いとしてございます。その狙いを達成するために、さまざまなシミュレーションの調査であったり、それから考え方の整理であったりということを経験しながら、コンサルタントに委託をしながら効率的な資料のあり方、考え方の整理、本市職員とともにコンサルタントと職員が意見を出し合いながらこれまで復興交付金事業計画等を策定してまいっているところでございます。

この事業の成果については、成果指標 F 欄、復興交付金事業等による事業化された事業の累計が 31 事業となっております。これまでの取り組みの評価としては、まず事業の状況としては一部の事務においておこなっているものがありますが、おおむね順調と判断しております。また、成果向上については、今後の向上余地は小と評価しております。これは復興交付金制度の対象事業が非常に限られていること、対象事業であってもなかなか国のイメージと異なるものは裁定が難しいという状況が現状であるというふうに考えてございます。以上、復興まちづくり調査検討事業についての成果報告でございます。

以上をもちまして平成 25 年度一般会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

○根本委員長

以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本日の委員会はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○根本委員長

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

来る9月17日は午前10時から特別委員会を開きますが、あしたからの議案調査日を有効に御活用いただき、質疑項目については事前に調査をするなどより充実した議論と議事の進行に御協力をお願いいたします。

なお、質疑の方法は決算の概要と歳入、主要な施策の成果と大きく2つに分けて質疑を行うこととしておりますので、各委員においては質疑を行いたい内容がどこの区分での質疑となるのか、再度御確認の上質疑に臨んでいただきたいと思います。

また、資料の請求については9月9日で一旦締め切っておりますが、本日の説明を聞いた上で改めて請求したい資料がある場合には当局の担当部署と調整の上、あした、9月13日の午前中までに事務局宛て書面にて請求願います。以上でございます。

本日は御苦労さまでございました。

午後4時26分 延会

---

決算特別委員会

委員長 根本 朝栄